

# 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例

申請及び事業に関する手引き

船 橋 市

令和5年5月改訂版

## 目次

1.	はじめに	1
2.	条例の概要	2
2. 1.	用語の定義	2
2. 2.	市・事業者・土地所有者の責務等	3
2. 3.	土壌の汚染防止	5
2. 4.	災害の発生防止	11
2. 5.	特定事業の許可等	13
2. 6.	罰則について	14
3.	特定事業全体の流れについて	15
3. 1.	特定事業許可・事前協議の可否	15
3. 2.	事前協議の流れ	16
3. 3.	許可申請及び特定事業実施の流れ	17
4.	事前協議について	18
4. 1.	事前協議における手続き	18
4. 2.	事前協議書及び添付書類の詳細	21
4. 3.	開発協議における土砂条例等に関する協議	27
5.	特定事業許可について	29
5. 1.	特定事業許可の基準	29
5. 2.	特定事業許可の手続き	32
5. 3.	許可申請書及び添付書類の詳細	33
5. 4.	変更許可と軽微な変更	40
5. 5.	譲受け許可と相続等の届出	42
6.	特定事業の実施について	44
6. 1.	搬入前の手続き	44
6. 2.	施工中の手続き	45
6. 3.	廃止・休止・再開の手続き	46
6. 4.	完了時の手続き	47
	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例—条例施行規則対照表	48
	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱	87

### 別冊 様式集

[別冊 1. 条例施行規則・要綱様式集](#)

[別冊 2. 条例施行規則・要綱様式記入例](#)

※ ページ番号をクリックすると各ページに移動します。

※ 別冊 1 及び 2 については、クリックすると各様式集が開きます。また、本文中の様式のリンク先は別冊 1 の表紙となっています。

# 1. はじめに

[船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例](#)（以下「条例」という。）は、土砂等の埋立て等を行う場合には安全基準に適合しない土砂等を使用しないこと、土砂等の飛散、崩落等の防止措置を講じること、規模に応じて許可を取得すること等が規定されており、平成15年に船橋市が中核市に移行する際に環境保全の観点から、昭和57年から運用してきた旧条例を全面改正し、現在まで市民の生活の安全を確保して生活環境を保全する上で重要な役割を果たしています。

また、平成28年4月1日には対応が困難な事例や顕在化してきた諸課題に対応するとともに、不適正な事業者を排除する規定を整備するため、一部改正を行いました。その後も環境保全の観点によるものや関係法令の改正に伴う諸改正を経て、現在の条例の形となっております。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様や土砂等の埋立て等に関わる皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きの方法等を解説したものです。

この条例やその他関係法令の目的を十分理解し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

## 2. 条例の概要

### 2. 1. 用語の定義

- (1) **土 砂 等** : 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物。  
※ 再生土等により埋立て等を行う場合については、「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」及び「千葉県再生土の埋立て等に係る行政指導指針」の適用を受けますので、これらを使用する計画がある場合は【千葉県】再生土対策関連情報をご確認ください。
- (2) **土砂等の埋立て等** : 土砂等による埋立て、盛土又は土砂等の一時堆積を行う行為。  
※ 製品の製造又は加工のために原材料を堆積することは埋立て等に該当しません。  
※ 山砂等の購入土を、販売を目的として一時堆積することは埋立て等に該当しません。
- (3) **特 定 事 業** : 埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上又は搬入する土砂等の容積が500㎡以上であるもの。  
特定事業に該当する場合、一部の例外を除き市長の許可が必要です。  
※ 特定事業の許可に関する詳細は、[2. 5. 特定事業の許可等](#)をご確認ください。  
※ 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡未満かつ搬入する土砂等の容積が500㎡未満であっても、その事業が完了後1年以上経過していない期間や施工期間中に土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、土砂等の埋立て等を行う事業を行う場合、新しい事業と元の事業との事業内容を合算して区域の面積が500㎡以上又は搬入する土砂等の容積が500㎡以上となる場合は、特定事業に該当します。  
※ 「隣接し、又は近接する土地」の例として、以下のような場合を想定していますが、事業内容等により総合的に判断いたしますので廃棄物指導課にご相談ください。  
① 土砂等の埋立て等に供する土地及びその事業に供する施設が存する土地、又はその区域に隣接する土地  
② 土砂等の埋立て等に供する区域に法定外公共物(いわゆる赤道・青道等)を挟んで筆が隔てられた土地で、現況が客観的に一体の土地としての外観を有する土地  
③ 隣接する土地が土砂等の埋立て等を行う事業を施工する日前1年以内に分筆又は合筆によって地番が変わったことにより、当該土砂等の埋立て等を行う土地と隣接しなくなった土地  
④ 市長が、土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地と認める土地
- (4) **小規模特定事業** : 特定事業であって、特定事業区域の面積が3,000㎡未満であり、かつ、特定事業に供する土砂等の容積が3,000㎡未満であるもの
- (5) **特定事業区域** : 外部からの搬入土により埋立て等を行う区域。
- (6) **特定事業場** : 特定事業区域及び特定事業に供する施設(搬入通路、資材置場、駐車場等)が存する区域。
- (7) **事 業 者** : 土砂等の埋立て等を行う者。  
※ 請負契約等により実際に土砂等の埋立て等を行う施工者等も含まれます。
- (8) **土 地 所 有 者** : 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者。
- (9) **周 辺 地 域** : 特定事業場からおおむね200m以内の地域及び特定事業場の土砂等の搬入又は搬出に使用する道路(私道のみ)の境界からおおむね30m以内の地域。
- (10) **地 域 住 民** : 周辺地域内に居住する住民。

## 2. 2. 市・事業者・土地所有者の責務等

条例では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために、市・事業者・土地所有者の責務等をそれぞれ定めています。

### (1) 市の責務等

市は、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するための責務を有するため、以下のことに努めます。

- ① 土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するために、規定の見直し等を定期的に行います。
- ② 土砂等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視するために、市内におけるパトロールを実施する等の対策を行います。

### (2) 事業者の責務等

事業者は、自らの関係する事業について、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために、以下の責務を有します。

- ① 建設工事、浚渫工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。
- ② 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。
- ③ 事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

埋立て等の事業を行う場合は、以下の各事項を確認の上で、適正に事業を実施してください。

- ① 埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上又は搬入する土砂等の容積が500㎡以上である場合は、特定事業に該当するため、許可を取得しなければ事業を行うことができません。  
※ [2. 5. 特定事業の許可等](#)をあわせてご確認ください。
- ② 特定事業に該当する事業を行う際には、条例で定められた事項について、土地所有者に説明し、あらかじめ同意を得なければなりません。  
※ 説明する「条例で定められた事項」の内容は、[5. 1. \(2\) 土地所有者の同意](#)をご確認ください。
- ③ 事業により土壌の汚染や土砂等による災害が発生することのないよう、防止するための措置を行わなければなりません。
- ④ 市から事業に使用している土砂等が安全基準に適合していることを証明するよう求められる場合があります。  
※ 採取・分析等については、事業者の責任で行う必要があります。
- ⑤ 事業が不適正である場合は、不適正な状況を改善するために必要な措置を行うよう市から命令を受けます。
- ⑥ 事業内容について、市から報告を求められる場合があります。
- ⑦ 上記の事項に違反した場合は、[罰則](#)を受ける場合があります。  
※ 罰則の概要は [2. 6. 罰則等について](#)をご確認ください。

### (3) 土地所有者の責務等

土地所有者は、自らが所有する土地において土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために、以下の責務を有します。

- ① 事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければなりません。
- ② 自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に努めなければなりません。

自己の所有する土地において埋立て等の事業が行われる場合は、事業の実施において、以下の各事項を確認してください。

- ① 特定事業に該当する事業である場合には、事業者から条例で定められた事項の説明を受け、土壌の汚染や土砂等による災害のおそれがないことを確認した上で、事業に同意してください。  
※ 確認が必要な「条例で定められた事項」の内容は、[5. 1. \(2\)土地所有者の同意](#)をご確認ください。
- ② 事業が行われている間、施工状況を把握し、汚染・災害発生のおそれがないことを確認しなければなりません。
- ③ 土壌の汚染や土砂等による災害が発生した場合は、事業者に対して解決するために必要な措置を行うよう求め、市に状況を通報しなければなりません。
- ④ 事業が不適正である場合は、土地所有者の責任で汚染・災害を防止するための措置を行うよう市から命令を受ける場合があります。
- ⑤ 埋立て等の事業内容について市から報告を求められる場合があります。
- ⑥ 上記の事項に違反した場合は、罰則を受ける場合があります。  
※ 罰則の概要は[2. 6. 罰則等について](#)をご確認ください。

## 2. 3. 土壌の汚染防止

### (1) 安全基準とは

土壌汚染を防止するため、土砂等の埋立て等に使用される土砂等については、[環境基本法に規定する土壌の汚染に係る環境基準](#)に準じて、安全基準を表2. 3. 1のとおり定めています。

表2. 3. 1 安全基準

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。

- 備考
- 1 検液は、告示(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により作成するものとする。
  - 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.003ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.009ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
  - 3 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
  - 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## (2) 搬入土における安全基準の確認

安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等(特定事業に該当しない場合を含む。)を行うことはできませんので、**土砂等の発生場所を確認した上で、安全基準に適合すること又は同等の安全性を有することを確認した土砂等**を使用してください。

土砂等の発生場所を確認するための書類として①の書類、安全基準に適合していることを確認するための書類として②の書類の内ア～エのいずれかが、それぞれ必要です。

### ① 土砂等の発生場所の確認書類

土砂等の発生場所を確認するための書類として必要です。

※ ②イ又はウに該当する場合は、2のみが必要です。

1. 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した**土砂等発生元証明書(規則第16号様式)**
2. 土砂等の発生場所の位置図
3. 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図
4. 土砂等の発生場所の土地利用図
5. 土砂等の発生場所の現場写真

### ② 安全基準適合性の証明書類

安全基準に適合していることを確認するための書類としてア～エのいずれかが必要です。

ア 土砂等が**安全基準に適合していること**を証するために必要な書類による証明

1. **検査試料採取調書(規則第13号様式)**
2. **地質分析(濃度)結果証明書(規則第14号様式)**

イ 安全基準に適合していることについてあらかじめ市長の承認を受けたことによる証明

※ 当該土砂等が**公共事業により発生した土砂等である場合**に限ります。

1. 汚染要因に関する調査票
2. 建設発生土の管理調書
3. **地質分析(濃度)結果証明書(規則第14号様式)**

ウ 採取場から採取された土砂等であることを証するための書類による証明

※ 当該土砂等が**法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合**に限ります。

1. **土砂等売渡・譲渡証明書(規則第27号様式)**
2. 砂利採取計画認可書等  
(法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場であることを証する書面)

エ 他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所から採取された土砂等であり、安全基準に適合していることを証するために必要な書類による証明

※ **土砂等の元の発生場所が明確に区分されている土砂等堆積場で採取した土砂等である場合**に限ります。

1. 元の発生場所における土砂等の発生場所の確認書類
2. 元の発生場所における**検査試料採取調書(規則第13号様式)**
3. 元の発生場所における**地質分析(濃度)結果証明書(規則第14号様式)**

特定事業に該当しない埋立て等の事業であっても、事業に使用している土砂等が安全基準に適合していることを証明するよう、市が求める場合があります。

埋立て等を行う現場や施工業者の事務所等において、搬入する土砂等の安全性を証明することのできる書類を保管するようお願いいたします。

(3) 埋立て等を行う場所における地質検査等について

条例では、土砂等の埋立て等を行う場所において安全基準に適合しているか否かの確認として地質検査の実施について、特定事業区域以外への排水が汚染されているか否かの確認として水質検査の実施について、それぞれ定めています。地質検査の結果が安全基準に適合していない場合等は、不適合の土砂等を全量撤去するなどの措置を取らなければなりません。

① 検査の内容について

ア 表土検査

◆ 検査対象：	特定事業における特定事業区域の表土（小規模特定事業の場合は不要）												
◆ 検査時期：	事前協議書の提出前 ※ 事前協議書及び許可申請書に検査結果の添付が必要です。												
◆ 検査内容：	地質検査 ※ 地質検査の検体数は事業の規模により異なります。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の規模</th> <th>検体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヘクタール未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1ヘクタール以上 2ヘクタール未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1ヘクタール増えるごとに1検体ずつ追加</td> </tr> <tr> <td>9ヘクタール以上 10ヘクタール未満</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10ヘクタール以上</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	事業の規模	検体数	1ヘクタール未満	2	1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	3	1ヘクタール増えるごとに1検体ずつ追加		9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	11	10ヘクタール以上	12
事業の規模	検体数												
1ヘクタール未満	2												
1ヘクタール以上 2ヘクタール未満	3												
1ヘクタール増えるごとに1検体ずつ追加													
9ヘクタール以上 10ヘクタール未満	11												
10ヘクタール以上	12												

イ 搬入土検査

◆ 検査対象：	搬入予定の土砂等
◆ 検査時期：	事前協議書、許可申請書、搬入届出書、特定事業軽微変更届出書（搬入土の変更）の提出前 ※ 上記各書類を提出する際に、安全基準適合性を証明するために検査結果の添付が必要です。 ※ 法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合は認可証等の写しの添付により検査結果の添付は不要です。
◆ 検査内容：	地質検査 ※ 土砂等の発生元ごとに検査が必要です。 ※ 同一の発生元から5,000m <sup>3</sup> 以上搬入する場合は、5,000m <sup>3</sup> ごとに検査が必要です。

## ウ 定期検査

◆ 検査対象：	特定事業において搬入した土砂等及びその土砂等を通過した浸透水
◆ 検査時期：	特定事業に着手してから6ヶ月以内、又は前回の定期検査から6ヶ月以内 (一時堆積事業の場合はそれぞれ3ヶ月以内) ※ 検査時期までの間に特定事業が完了する場合は完了検査となります。
◆ 検査内容：	地質検査・水質検査 ※ 検査の方法は次ページの「②検査方法について」をご確認ください。 ※ 地質検査の検体数は土砂等の搬入が完了した範囲により異なります。 ※ 水質検査は、基本的には1区域につき1検体ですが、検査用に設置した採水井戸等の数に応じた検体数となります。 ※ 小規模特定事業の場合においては、水質検査は不要です。

## エ 完了検査

◆ 検査対象：	特定事業において搬入した土砂等及びその土砂等を通過した浸出水
◆ 検査時期：	特定事業完了届出書の提出後
◆ 検査内容：	地質検査・水質検査 ※ 検体数等については、定期検査と同様です。 ※ 小規模特定事業の場合においては、水質検査は不要です。

## ② 検査方法について

### ア 地質検査

- ◆ 特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分した区域で1検体の採取を行うこと。
- ◆ 1検体の採取を行う区域における搬入土量は3,000㎡未満とすること。
- ◆ 検体の採取は、原則として、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5mから10mまでの4地点(当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点)のについて、下図2.3.(3)-1のように行うこと。
- ◆ 土砂等採取の深度は、市からの指示に従うこと。
- ◆ 5つの地点で採取する土砂等は等量ずつ混合し、等分した区域ごとに1検体とすること。
- ◆ 地質検査は、区域ごとの検体について、表2.3.1に掲げる項目ごとに、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

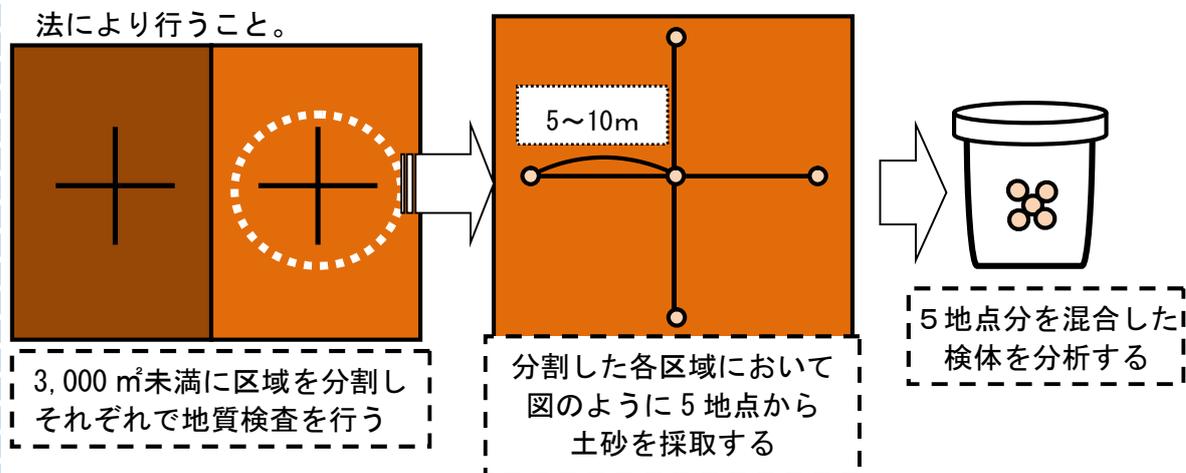


図2.3.(3)-1 地質検査概略図

### イ 水質検査

- ◆ 採水用の井戸等を、特定事業区域内において最も下流になると予測される地点に、塩ビ管等を用いて下図の例を参考に設置すること。
- ◆ 設置する井戸の径や井戸の貯水量については、検査を実施する機関と調整し、検査における試料採取に支障のないものとする。
- ◆ 採取した試料は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により、水質検査を行うこと。

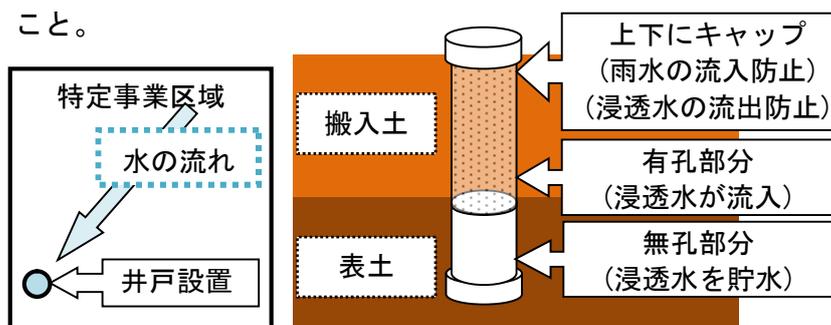


図2.3.(3)-2 水質検査採水用井戸設置例

## 2. 4. 災害の発生防止

土砂等の崩落、飛散、流出等による災害の発生を防止するため、土砂等の埋立て等を行うときの構造について、構造基準を定めていますのでご確認ください。

### (1) 特定事業(一時堆積事業以外)の構造基準

#### ① 元の地盤に対する基準

- ◆ 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- ◆ 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

#### ② 高さに関する基準

- ◆ 埋立て等の高さ(特定事業により生じる法面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と法面の最上部との高低差をいう。)は、原則として10メートル以内であること。
- ◆ 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された高さとすることができる。

#### ③ 法面に関する基準

- ◆ 埋立て等の法面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- ◆ 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された勾配とすることができる。
- ◆ 法面の高さ(法面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。)が傾斜地等で5メートル以上になる場合にあっては、法面の高さが5メートルごとに幅員が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- ◆ 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

#### ④ その他の基準

- ◆ 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)第 8 条から第 12 条までの規定に適合すること。
- ◆ 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- ◆ 特定事業区域(法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- ◆ 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- ◆ 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- ◆ 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

#### (2) 一時堆積事業の構造基準

- ◆ 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅員の保安地帯が設置されていること。

事業の規模	保安地帯
0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- ◆ 土砂等の堆積の高さ(法面の最下部と最上部の高低差をいう。)が2.5メートル以下であること。
- ◆ 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。
- ◆ 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

## 2. 5. 特定事業の許可等

土砂等の埋立て等を行う事業が特定事業である場合は、事前協議により関係者と調整した後に、許可を取得しなければ事業を実施することはできません。

制度の概要については、下記をご確認ください。

### (1) 事前協議制について

特定事業許可の申請をする前に、事業を円滑に実施するために、あらかじめ近隣住民への説明や関係課・関係機関との調整を行う等の事前協議を行います。

なお、船橋市環境共生まちづくり条例に規定する開発協議を行った場合は、開発協議を特定事業許可の事前協議とみなすことができます。

※ 特定事業許可事前協議についての詳細については、「[3. 2. 事前協議の流れ](#)」「[4. 事前協議について](#)」をご確認ください。

### (2) 許可制について

特定事業を行うときは、次の項目に該当する事業である場合を除き、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

- ◆ 国、地方公共団体、その他公共的団体が行う事業（公共事業）
  - ◆ 採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例等の法令に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に堆積する事業
  - ◆ 運動場、駐車場、緑地等の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業
- ※ 管理行為とは、施設の一部が陥没したときに修復を行う場合等を想定しており、原則として全体の嵩上げや土砂等の入れ替えについては、除外規定に該当しませんが、事業計画がある場合にはご相談ください。
- ◆ 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
  - ◆ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う事業
  - ◆ その他市長が特に認める事業

※ 特定事業許可制度についての詳細については、「[3. 3. 許可申請及び特定事業実施の流れ](#)」「[5. 特定事業許可について](#)」「[6. 特定事業の実施について](#)」をご確認ください。

### (3) 他法令等の許可について

他法令等に基づく許可（開発許可、農地転用許可など）の取得が必要な事業である場合は、特定事業の許可証を交付する前に他法令等に基づく許可を取得していることを確認する必要があります。

特定事業許可取得の手続きとは別に、各手続きを行ってください。

## 2. 6. 罰則について

条例の規定に違反した者に対し、表2. 6. 1のとおり罰則が規定されています。

表2. 6. 1 罰則について

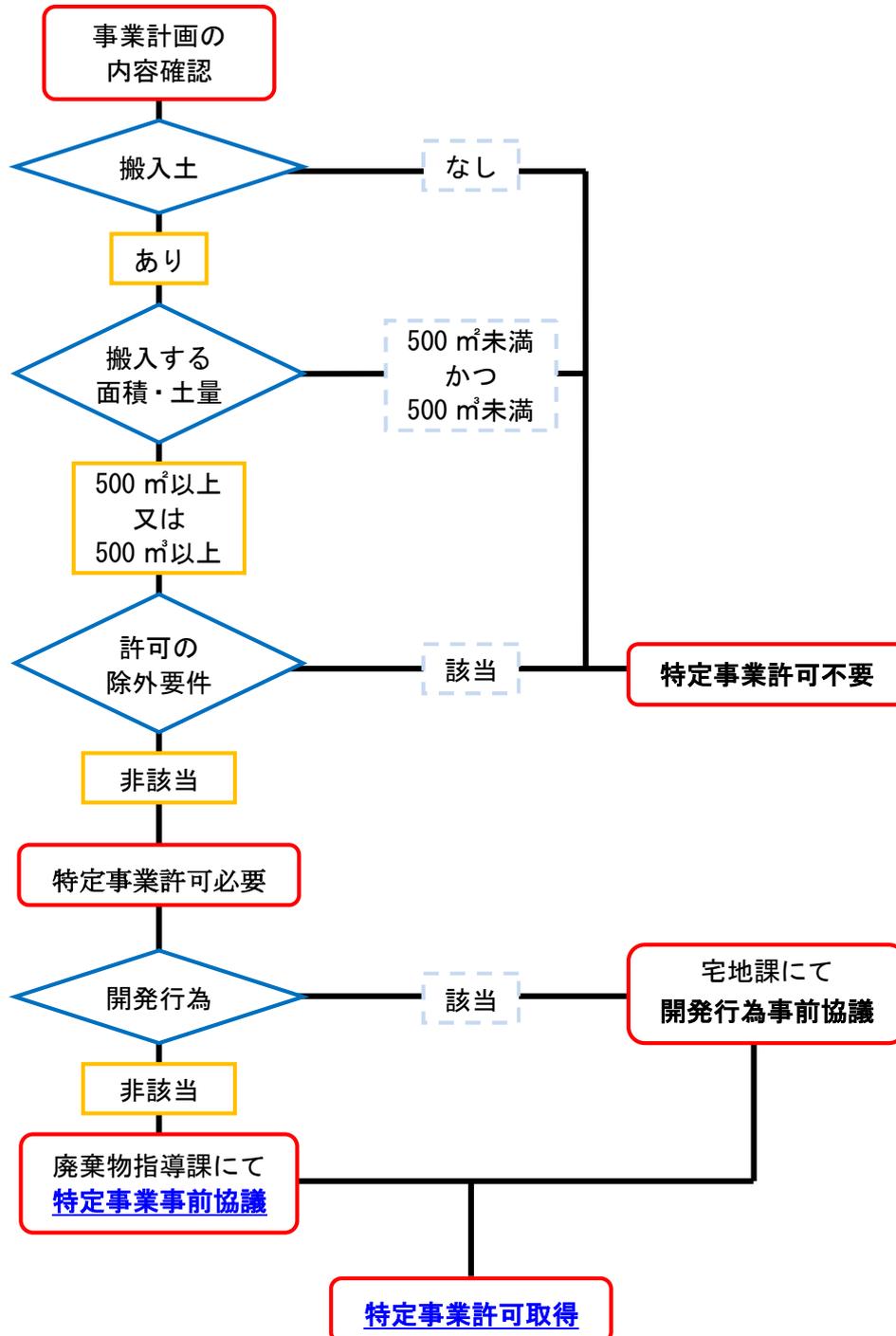
罰 則	違 反 事 項
1 年以下の懲役 又は 1 0 0 万円以下の罰金	措置命令・停止命令に違反した場合
	特定事業許可を受けずに特定事業を行った場合
	変更許可を受けずに変更後の事業計画で特定事業を行った場合
	譲受け許可を受けずに許可を受けていない事業者が特定事業を行った場合
5 0 万円以下の罰金	搬入届を出さずに、又は虚偽の搬入届を提出して土砂等を搬入した場合
	土砂等管理台帳を作成していない場合や適正に保存していない場合
	土砂等管理台帳に必要事項を記載していない場合や虚偽の記載をしていた場合
	市による報告徴収に対し、報告をしなかった場合や、虚偽の報告をした場合
	立入検査を拒否した場合や、虚偽の答弁をした場合
3 0 万円以下の罰金	軽微変更届、着手届、廃止・休止届、完了届、相続等届を届出なかった場合や、虚偽の届出をした場合
	標識を設置しなかった場合
	書類又は図面(土砂等管理台帳は除く。)の写しを適正に保存していない場合

### 3. 特定事業全体の流れについて

#### 3. 1. 特定事業許可・事前協議の要否

土砂等の埋立て等において、事前協議を要するか否かは、図3. 1-1により判断します。

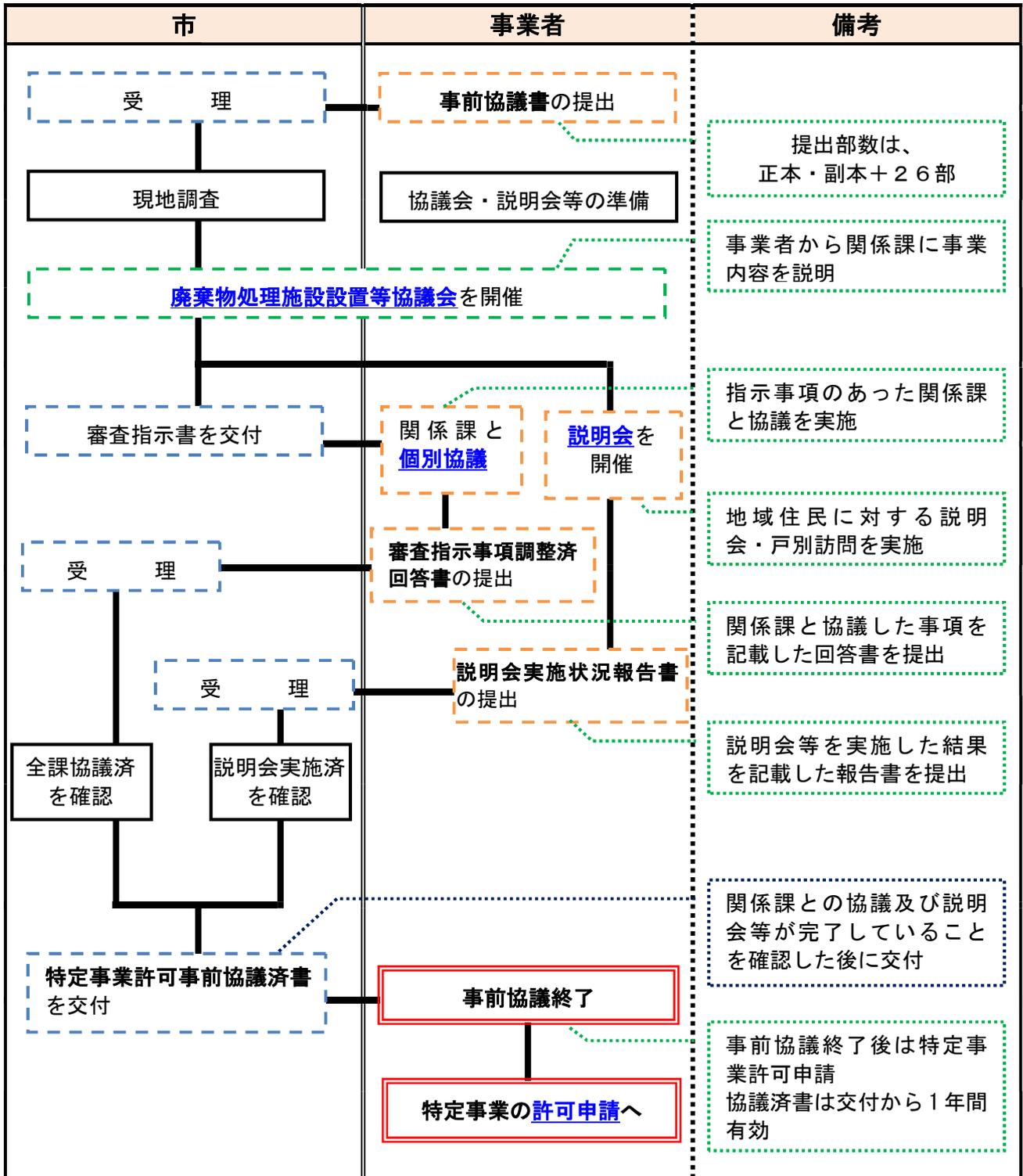
図3. 1-1 事前協議要否の判断基準フロー図



### 3. 2. 事前協議の流れ

特定事業事前協議が必要な特定事業計画である場合の手続きは、図3. 2-1のとおりです。

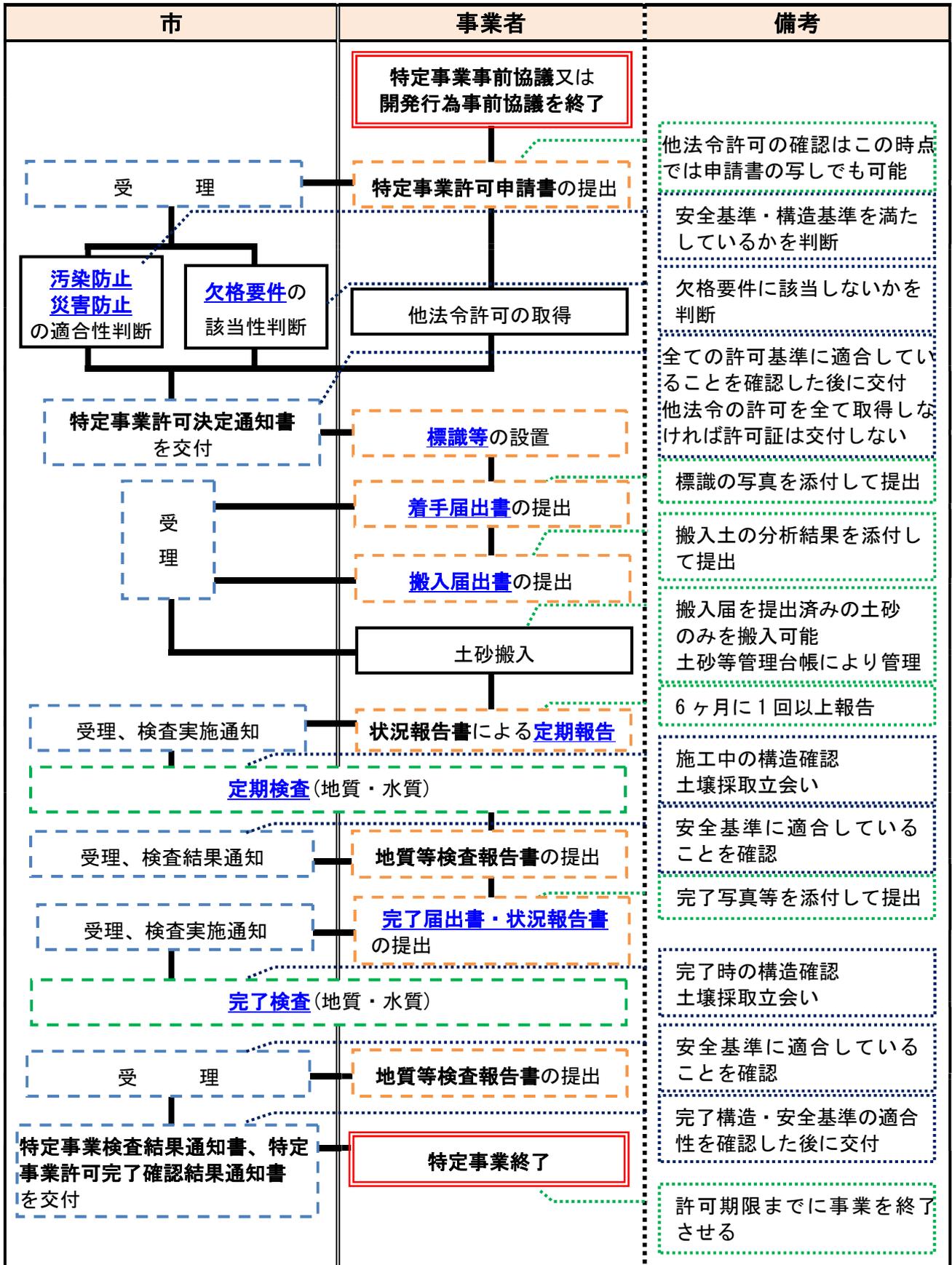
図3. 2-1 事前協議の流れ



### 3. 3. 許可申請及び特定事業実施の流れ

特定事業許可申請及び特定事業実施における手続きの流れは、図3. 3-1のとおりです。

図3. 3-1 許可申請及び特定事業実施の流れ



## 4. 事前協議について

### 4. 1. 事前協議における手続き

#### (1) 事前協議書及び添付書類の提出

特定事業許可事前協議の実施には、事前協議書に必要書類を添付して提出する必要があります。なお、船橋市環境共生まちづくり条例(平成7年船橋市条例第21号)に基づく[開発協議](#)を行った場合は、特定事業許可事前協議を行ったものとみなします。

##### ① [特定事業許可事前協議書\(規則第5号様式\)](#)に、必要書類を添付して提出してください。

- ◆ 特定事業許可事前協議書は「[4.2\(1\) 事前協議書の詳細](#)」を参考に作成してください。
- ◆ 廃棄物指導課への提出部数は正本(原本)1部、副本1部、関係各課用写し26部(合計28部)です。
- ◆ 関係各課用写しには、土地使用承諾書と隣接土地所有者の同意書の写しを添付する必要はありません。

##### ② 添付書類(図面は除く)は、A4判で作成してください。

- ◆ 添付書類は「[4.2\(2\) 事前協議における添付書類の詳細](#)」を参考に作成してください。
- ◆ 事業の内容により必要となる書類が異なる場合がありますので、廃棄物指導課に確認の上、作成するようお願いします。

#### (2) 廃棄物処理施設設置等協議会

事前協議書の内容を廃棄物指導課で審査した後に、廃棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という)を開催します。

- ◆ 日程等については、調整の上で決定します。
- ◆ 協議会において、廃棄物指導課から関係各課に対し事業の内容を10分程度で説明した後、関係各課からの質疑に回答していただきます。設計者・施工者等が申請者の代理として、説明することも可能です。
- ◆ 協議会の後に、関係各課の指示事項を廃棄物指導課が取りまとめ、個別協議の内容を指示します。

#### (3) 各課個別協議

指示事項のあった関係各課と個別に協議を行い、その結果をまとめ、廃棄物指導課に報告してください。

- ◆ 個別協議においては、各課の指示に従ってください。
- ◆ 各課との協議により、事業内容に変更が生じた場合は、事前協議の変更が必要になる場合があります。
- ◆ 各課との協議が整い次第、[審査指示事項調整済回答書\(要綱第4号様式\)](#)を廃棄物指導課に提出してください。

#### (4) 説明会の開催

事業の内容について、地域住民に対し説明を行い、廃棄物指導課に報告してください。

- ① 協議会を実施した後に、[説明会等計画書\(要綱第 1 号様式\)](#)に記載した内容に従って、説明会の開催等により地域住民に対する事業内容の説明を行ってください。

事前周知の方法	戸別配布、郵送、自治会内の回覧等により、説明対象者に漏れがないよう説明会の実施について事前に周知してください。
説明対象	地域住民が対象です。 同範囲の事業者等に対する説明は義務ではありませんが、説明を行うよう努めてください。
説明等の実施方法	関係地域の集会所や事業者の事務所等における説明会、各戸への訪問等、自治会長等と調整した上で実施方法を決定してください。
説明内容	事業計画の概要(事業予定者、施工予定業者、施工場所、目的、施工期間、搬入土砂の安全性、構造の安全性、環境保全上の対策、土砂等の搬入方法・時間など)を説明してください。 参加者から意見等があった場合は、誠意をもって対応してください。

- ② 説明会による地域住民との調整が完了し次第、[説明会等実施状況報告書\(要綱第 2 号様式\)](#)を廃棄物指導課に提出してください。

•	説明会等の事前に配布した文書、出席状況内訳書、説明会等の開催時に配布した資料、住民からの要望書、協定書などを資料として添付してください。
---	--

#### (5) 特定事業許可事前協議済書の交付

関係各課との協議が整っていること、説明会等が実施済みであることを確認した後に、特定事業許可事前協議済書を交付します。

※ 特定事業許可事前協議済書の有効期間は1年間です。

やむをえない理由により1年を超過する場合は、廃棄物指導課に報告してください。

## (6) 事前協議の変更

事前協議開始から特定事業許可取得までの間に特定事業許可事前協議の内容に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて[特定事業許可事前協議変更書\(要綱第5号様式\)](#)又は[特定事業許可事前協議変更届出書\(要綱第6号様式\)](#)を提出する必要があります。

### ① 特定事業許可事前協議変更届出書による手続き

- ◆ 以下の内容の事項を変更する対象となります。

事前協議変更届出書による手続きが必要な事項
・ 氏名若しくは名称、住所又は法人の場合にあっては代表者の氏名の変更
・ 現場事務所の位置の変更
・ 現場責任者の氏名又は職名の変更
・ 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
・ 特定事業に使用される土砂等の発生場所又は土砂等の搬入計画の変更
・ 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
・ 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)
・ 関係書類等の縦覧場所の変更
・ 土地所有者の変更
・ その他市長が軽微な変更であると認める変更

- ◆ 変更の内容について、確認を行います。

### ② 特定事業許可事前協議変更書による手続き

- ◆ 事前協議変更届出書に該当する事項以外の内容を変更する対象となります。
- ◆ 変更の内容について、審査・調整等を行います。
- ◆ 協議会・説明会等が実施済みであっても、変更の内容によっては再度実施する必要がある場合があります。

## 4. 2. 事前協議書及び添付書類の詳細

### (1) 事前協議書の詳細

- ・ **申請者の住所・氏名・電話番号・担当者名**
  - ・ 申請者の住所・氏名は、添付資料の住民票（法人にあっては登記事項証明書）に記載されている内容と同じであること。
  - ・ 事業における担当窓口の電話番号及び担当者名を記載すること。
  
- ・ **特定事業の目的**
  - ・ 埋め土、盛土、一時堆積のいずれかを記載する。
  
- ・ **特定事業区域の位置**
  - ・ 特定事業区域に供する区域の地番全てを記載する。（筆数が多い場合は別紙作成も可。）
  
- ・ **特定事業区域及び特定事業場の面積（実測）**
  - ・ 面積は実測値を記載し、添付書類の求積図と整合を取ること。
  
- ・ **特定事業区域及び特定事業場の土地の内訳**
  - ・ 土地の登記事項証明書に記載されている内容（土地の表示、地目、面積、土地所有者の住所及び氏名（耕作者の住所及び氏名）、区域区分）を記載する。
  - ・ 地目欄の現況については、実際の土地利用状況を記載する。
  - ・ 面積欄の実測については、面積は実測値を記載し、添付書類の求積図と整合を取ること。
  - ・ 用途区分については、市街化区域、市街化調整区域のどちらであるか記載する。
  
- ・ **事業概要**
  - ・ 特定事業の概要を記入する。
  
- ・ **特定事業に使用される土砂等の量**  
(一時堆積の場合にあっては、堆積が最大になった場合の堆積量)
  - ・ 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を基にその数量を記載する。
  
- ・ **特定事業の期間**
  - ・ 期間は特定事業を施工する期間とし、最長3年までとする。  
(一時堆積事業の場合は、最長5年までとする。)
  - ・ 期間内に特定事業が完了しない場合は変更許可申請等が必要となることから、余裕を持った期間設定をするよう注意すること。
  
- ・ **特定事業に使用される土砂等の発生場所**
  - ・ 特定事業に使用する土砂等の発生場所の地番を記載する。

- ・ **特定事業に使用される土砂等の区分**
  - ・ 山砂であるか建設発生土であるかを記載する。
  - ・ 建設発生土である場合は国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 60）において規定する、第 1 種～第 4 種の区分も記載する。
  
- ・ **特定事業に使用される 1 日の搬入車両台数及び搬入予定量**
  - ・ 土砂等の搬入に用いる車両の種類、その台数及び 1 日の搬入量を記載する。
  
- ・ **特定事業に使用される機械の種類及び台数**
  - ・ 特定事業において使用する重機の種類及び種類ごとの台数を記載する。
  
- ・ **現場責任者の氏名及び職名**
  - ・ 特定事業における現場責任者について記載する。
  
- ・ **跡地利用計画**
  - ・ 特定事業終了後の土地利用計画について記載する。
  
- ・ **他の法令等に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該法令等の題名**
  - ・ 特定事業を実施するに当たり、他の法令等に基づく許認可等を要する場合には、該当する法令等（都市計画法、農地法など）を記載する。
  
- ・ **関係書類等の縦覧場所**
  - ・ 現場事務所が設置されている場合は現場事務所と記載する。
  - ・ その他の場合は事業者の事務所等とし、住所も併せて記載する。

## (2) 事前協議における添付書類の詳細

### 1. 委任状

- ・ 特定事業の事前協議に関し委任される場合に添付が必要である。

### 2. 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)

- ・ 発行後3ヶ月以内のものに限る。

### 3. 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)

- ・ 発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ・ 住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」となる。
- ・ 登記事項証明書についても同様である。

### 4. 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面

- ・ [規則第8号様式](#)により作成する。

### 5. 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

- ・ 発行後3ヶ月以内のものに限る。
- ・ 特定事業場及び特定事業区域を青・赤の太線で明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに特定事業場隣接地の地目、地籍、所有者の住所、氏名を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載する。
- ・ 登記事項証明書については、法務局で発行されたものを添付。

### 6. 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)

- ・ [規則第3号様式](#)(一時堆積事業の場合は[規則第4号様式](#))により作成する。
- ・ 承諾日の記載もれがないように注意すること。
- ・ 土地所有者の印鑑登録証明書を添付する。
- ・ 土地所有者と許可申請者が同一人の場合は添付不要。

### 7. 特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者(農地である場合にあっては、耕作者を含む。)の土砂等の埋立て等に関する施工同意書(特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合にあっては、この限りでない。)

- ・ [規則第9号様式](#)により作成する。
- ・ 隣接地が農地である場合は耕作者の同意書も必要。

### 8. 現場責任者選任証書

- ・ [規則第11号様式](#)により作成する。

## 9. 地域住民に対する説明会計画書

- ・ [要綱第1号様式](#)により作成する説明会等計画書に説明会において使用または配布する予定である書類等を添付する。
- ・ 説明会対象となる範囲を示す図面を添付すること。

## 10. 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2, 500分の1）

- ・ 特定事業場及び特定事業区域を青・赤の太線で明示する。

## 11. 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図

- ・ 求積の算定根拠がわかるように作成すること。
- ・ 隣接する土地との境界が確定されていること。

## 12. 土地利用計画図

- ・ 特定事業場及び特定事業区域を青・赤の太線で明示する。

## 13. 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図

- ・ 土地利用計画図等に設置位置を記載する。
- ・ 施設の平面図、立面図、構造図等を添付する。  
（プレハブ等を用いる場合はカタログを添付する。）

## 14. 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書（一時堆積事業であり特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図）

- ・ [2. 3. 土壌の汚染防止](#)に従い表土検査を実施し、関係書類を添付する。
- ・ 検査試料採取調書については、[規則第13号様式](#)により作成する。
- ・ 地質分析（濃度）結果証明書については、[規則第14号様式](#)により作成する。  
（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。）
- ・ 小規模特定事業の場合は添付不要。

## 15. 特定事業に使用される土砂等の量の計算書

- ・ 事業全体における盛土量・切土量・根切土量を計算し、搬入土量、搬出土量を明確にする。

## 16. 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（縮尺250分の1～500分の1）

- ・ 土砂等の量の計算書の算定根拠とするため、特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものを作成する。

**17. 土砂等の搬入（搬出入）計画書及び搬入（搬出入）経路図**

- ・ 搬入計画書については[規則第 15 号様式](#)により作成する。
- ・ 搬出入計画書については規則第 18 号様式により作成する。
- ・ 搬入（搬出入）経路図については全経路が確認できる図面及び縮尺 2, 500 分の 1 程度の起終点付近の図面の 2 種類を作成する。

**18. 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることを示す書面**

- ・ 設置位置、構造図を記載した図面を添付する
- ・ 小規模特定事業の場合は添付不要。

**19. 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面（縮尺 2, 500 分の 1）、排水計画図（縮尺 500 分の 1）、構造図（縮尺 20 分の 1～50 分の 1）及び雨水流出量等の計算書**

- ・ 施設等を設置しない場合は添付不要。

**20. 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていることを示す書面（図面にあっては、縮尺 20 分の 1～50 分の 1）**

- ・ 災害の発生を防止するために実施する事項を記載した書面を作成し添付する。

**21. 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面**

- ・ 安定計算を行うにあたり、ボーリング調査等を行った場合は、関係する書類を添付する。

**22. 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図（両図とも縮尺 20 分の 1～50 分の 1）**

- ・ 使用する全ての種類の擁壁について、図面を添付する。

**23. 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書**

- ・ 既製品であり、国土交通省の認可を受けているものを使用する場合は、カタログ等を添付する。

**24. 搬入する土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（第 16 号様式）及び当該土砂等が安全基準に適合することを証する書類**

- ・ 土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書については[規則第 16 号様式](#)により作成する。（安全基準に適合していることをあらかじめ市長の承認を受けた土砂又は採取場から採取された土砂を使用する場合については添付不要。）
- ・ [2. 3. \(2\)の安全基準適合性の証明書類](#)のとおり、土砂等の発生場所を確認するための書

類、安全基準に適合していることを確認するための書類を添付する。

**25. 特定事業区域の現況写真**

- ・ 特定事業の現況がわかる写真を添付する。
- ・ 写真を撮った方向を示す写真方向図を作成し添付する。

**26. その他市長が必要があると認める書類及び図面**

- ・ 上記の他に必要な書類等がある場合は指示に従う。

#### 4. 3. 開発協議における土砂条例等に関する協議

宅地開発事業等の詳細を確認するため、下記の書類をご提出ください。必要な書類は事業内容により異なりますので、廃棄物指導課 審査係までご相談ください。

なお、必要な提出部数は（正本 1部、副本 2部）です。

##### 【共通】

##### 1. 誓約書

誓約書が提出書類の鑑になり、宅地開発事業の申請者の誓約となります。

誓約書の書式は船橋市ホームページからダウンロード又は窓口にてお受け取り下さい。

##### 2. 「船橋市宅地開発事業事前審査申請書」及び「開発計画概要書」の各写し

土量計算書により算出した土量数値を開発計画概要書の土砂搬出入計画の欄に記載してください。

盛土面積（搬入土）の欄には搬入土による盛土又は埋土の面積を記載してください。

##### 3. 位置図

事業の位置図（縮尺 1/2500 程度）を添付してください。

##### 4. 公図写し（コピー可）

事業区域を赤線で囲い、公図写しに土地所有者の住所・氏名・土地の地目・面積を明記してください。

##### 5. 土地の求積図及び面積計算表

事業の区域全体の面積を求積した求積図及び面積計算表を添付してください。

##### 6. 現況図

事業区域の現況地盤高さ、既存建築物、既存構造物等を確認できる現況図を添付してください。

##### 7. 土地利用計画図（配置図）

事業の土地利用計画図又は配置図を添付してください。

##### 8. 造成計画平面図

盛土部又は埋土部（赤色）、切土部（黄色）、根切土部（黄緑色）に着色してください。

搬入土により盛土又は埋土を行う場合はその部分（区域）を赤色着色と斜線で表示してください。

##### 9. 造成計画断面図

盛土部又は埋土部（赤色）、切土部（黄色）、根切土部（黄緑色）に着色してください。

搬入土により盛土又は埋土を行う場合はその部分（区域）を赤色着色と斜線で表示してください。

また、盛土前の現況地盤高及び盛土後の計画地盤高を明示してください。

## 10. 土量計算書

盛土量又は埋土量、切土量、根切土量、搬入土量、搬出土量をそれぞれ計算し、開発計画概要書の土砂搬出入計画に記載した土量数値の根拠を明確にしてください。

### 11. 排水平面図

排水平面図を添付してください。

### 12. 雨水貯留槽・雨水調整池等の構造図（構造物を設置する場合）

土量計算の際、切土量、根切土量に排水構造物（雨水貯留槽等）の掘削土量を考慮した場合は、雨水貯留槽等の構造図を添付してください。

### 13. 道路計画縦断図（道路を新設する場合）

土量計算の際、切土量、根切土量に道路構造物（路盤部・表層部等）の掘削土量を考慮した場合は道路計画縦断図を添付してください。

#### 【土砂等の搬入がある場合】

### 14. 搬入土による盛土又は埋土をする区域の求積図及び面積計算表

搬入土により盛土又は埋土をする区域を明確にし、その区域の求積図及び面積計算表を添付してください。

#### 【宅地開発事業等が完了した後、事業場として使用する場合】

### 15. 廃棄物保管場の配置図

事業で発生する一般廃棄物と産業廃棄物の区分けを明確にし、保管場の位置及び構造等が分かる図面を添付してください。

### 16. 誓約書（事業系廃棄物の適正処理について）

廃棄物指導課にて協議を行う際に記入していただきます。

#### 【事業場が事業用大規模建築物に該当する場合】

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例に基づく書類の提出が必要です。

## 5. 特定事業許可について

### 5. 1. 特定事業許可の基準

特定事業許可は許可基準を満たしている事業でなければ、取得することができませんので、各基準項目をご確認ください。

#### (1) 欠格要件

欠格要件のいずれにも該当しないこと。

##### 欠格要件一覧

- ア. 条例の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者
- イ. 許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者
  - ・ 許可を取り消された者が法人である場合は、当該取消し処分の通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含みます。
  - ・ 特定事業を1年以上継続して行っていないことにより許可を取り消された者である場合は該当しません。
- ウ. 特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- エ. 特定事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ. 暴力団員等
- カ. 特定事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの
  - ・ 法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の役員等を含みます。
- キ. 法人でその役員又は使用人がアからオまでのいずれかに該当するもの
- ク. 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ. 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

## (2) 土地所有者の同意

条例に規定する事項を全て説明した上で土地所有者の同意を得なければなりません。

### 一時堆積事業以外の特定事業の場合

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 特定事業区域の位置及び面積
- ◆ 現場事務所(土砂等の搬入(次項に規定する一時堆積事業である場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- ◆ 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- ◆ 特定事業区域の表土の地質の状況
- ◆ 特定事業に使用される土砂等の量及びその期間
- ◆ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- ◆ 特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項
- ◆ 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- ◆ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- ◆ 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

### 一時堆積事業の場合

- ◆ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ◆ 特定事業区域の位置及び面積
- ◆ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- ◆ 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- ◆ 特定事業区域の表土の地質の状況
  - ・ 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合はその構造
- ◆ 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- ◆ 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- ◆ 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- ◆ 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- ◆ 土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項

## (3) 事業期間

特定事業は3年以内(一時堆積事業である場合は5年以内)に完了しなければなりません。

## (4) 現場事務所

土砂等の搬入(一時堆積事業である場合は、搬入及び搬出)を管理するために事務所を設置しなければなりません。

(5) 現場責任者

現場責任者を選任し、特定事業施工中は現場に常駐しなければなりません。

(6) 表土の安全基準適合性

特定事業区域の表土が安全基準に適合していない場合は、適正な処理が必要です。

(7) 構造基準の適合性

特定事業完了時の構造が、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないよう、[2. 4. 災害の発生の防止](#)に示す構造基準に適合していなければなりません。

(8) 特定事業に使用される土砂等の発生場所

発生場所が特定されない土砂等を搬入することはできません。

(9) 搬入計画

許可を受けた日から6月以内に土砂等を搬入する計画でなければなりません。

(10) 排水の水質検査を行うために必要な措置（小規模特定事業の場合は除く）

排水の水質検査を行うために、特定事業区域内に採水用の井戸等の設置が必要です。

(11) 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

特定事業施工中において、散水や矢板設置等の措置を図ることにより、土砂等の崩落・飛散・流出による災害の発生を防止しなければなりません。

## 5. 2. 特定事業許可の手続き

### (1) 許可申請書及び添付書類の提出

- ① 特定事業許可申請書(規則第7号様式。一時堆積事業の場合は規則第17号様式)に必要な書類を添付して提出してください。
  - ・ [5. 3. \(1\) 許可申請書の詳細](#)を参考に作成してください。
  - ・ 提出部数は正本(原本)1部、副本(控え)1部です。
- ② 添付書類(図面は除く)は、A4判で作成してください。
  - ・ [5. 3. \(2\) 許可申請における添付書類の詳細](#)を参考に作成してください。
  - ・ 事業の内容により必要となる書類が異なりますので、廃棄物指導課に確認の上、作成するようお願いいたします。
- ③ この条例以外に、他法令の許認可を要する場合は、許認可証の写し又はその申請書の写し及び代替書類提出に係る誓約書の提出が必要です。
  - ・ 許認可の申請書の写し及び代替書類提出に係る誓約書により許可申請した場合は、当該許認可を受け次第、許認可証の写しを提出していただきます。
- ④ 許可の期間は最大3年間(一時堆積事業の場合は5年間)です。
  - ・ 土地を賃貸することにより事業を行う場合は、その期間内であっても契約の期間を超えて事業を行うことはできません。

### (2) 許可手数料について

特定事業許可申請、特定事業変更許可申請、特定事業譲受許可申請には手数料がかかります。

#### ① 手数料

新規許可 (小規模)	新規許可 (小規模以外)	変更許可 (小規模)	変更許可 (小規模以外)	譲受許可 (小規模)	譲受許可 (小規模以外)
36,000円	48,000円	20,000円	28,000円	24,000円	28,000円

#### ② 納付方法

- ・ 申請書類を受付する際にお渡しする納付書により該当する金額の手数料を納付し、領収書のコピーを廃棄物指導課にご提出ください。

## 5. 3. 許可申請書及び添付書類の詳細

### (1) 許可申請書の詳細

#### 1. 申請者の住所・氏名・電話番号・担当者名

- ・ 申請者は特定事業を行おうとする事業者の住所・氏名を記載する。
- ・ 申請者の住所・氏名は、添付資料の住民票（法人にあつては登記事項証明書）に記載されている内容と同じであること。
- ・ 事業における担当窓口の電話番号及び担当者名を記載すること。

#### 2. 特定事業区域の位置

- ・ 特定事業区域に該当する区域の地番全てを記載する。
- ・ 筆数が多い場合は、別紙作成にて地番一覧表を作成する。

#### 3. 特定事業区域の面積（実測）

- ・ 面積は実測値を記載し、添付書類の求積図と整合を取ること。

#### 4. 特定事業場の位置

- ・ 特定事業場に該当する区域の地番全てを記載する。
- ・ 筆数が多い場合は、別紙作成にて地番一覧表を作成する。

#### 5. 特定事業場の面積（実測）

- ・ 面積は実測値を記載し、添付書類の求積図と整合を取ること。

#### 6. 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

- ・ 別添〇のとおりと記載し、現場事務所や搬入路（仮設道路）等、特定事業の為の施設計画図等を添付する。
- ・ 小規模特定事業の場合は、現場事務所の設置は免除されるため、当該欄に斜線を入れる。

#### 7. 現場責任者の氏名及び職名

- ・ 特定事業における現場責任者について記載する。

#### 8. 特定事業区域の表土の地質の状況

- ・ 別添〇のとおりと記載し、書類を添付する。
- ・ 小規模特定事業の場合は免除されるため、当該欄に斜線を入れる。

#### 9. 特定事業に使用される土砂等の量

（一時堆積の場合にあつては、堆積が最大になった場合の堆積量）

- ・ 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を基にその数量を記載する。
- ・ 土砂等の搬入計画書に記載した予定量の合計が土砂等の量に合致すること。

## 10. 特定事業の期間

- ・ 期間は特定事業を施工する期間とし、最長3年までとする。  
(一時堆積事業の場合は、最長5年までとする。)
- ・ 期間内に特定事業が完了しない場合は変更許可申請等が必要となることから、余裕を持った期間設定をするよう注意すること。

## 11. 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造

- ・ 別添〇のとおりと記載し、特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の図面として、土地利用計画図、造成平面図及び造成断面図等を添付する。

## 12. 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入（搬出）予定量及び搬入（搬出入）計画に関する事項

- ・ 別添〇のとおりと記載し、土砂等の搬入（搬出入）計画書を添付する。

## 13. 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

- ・ 水質検査用の採水用井戸等の施設を平面図に記載し、排水の測定位置を明確にすること。
- ・ 小規模特定事業の場合は免除されるため、当該欄に斜線を入れる。

## 14. 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

- ・ 別添〇のとおりと記載し、災害の発生防止対策を記載した書類を添付する。

## 15. 特定事業の目的

- ・ 埋め土、盛土、一時堆積のいずれかを記入する。

## 16. 他の法令等に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該法令等の題名

- ・ 特定事業を実施するに当たり、他の法令等に基づく許認可等を要する場合には、該当する法令等(都市計画法、農地法など)を記載する。

## 17. 関係書類等の縦覧場所

- ・ 現場事務所が設置されている場合は現場事務所と記載する。
- ・ その他の場合は事業者の事務所等とし、住所も併せて記載する。

## 18. 第2面から第4面

- ・ 各欄に該当する者がいる場合、該当する欄に氏名、生年月日、役職名、性別、住所等を記載する。

## (2) 許可申請における添付書類の詳細

### 1. 委任状

- ・ 特定事業の許可申請に関し委任される場合に添付が必要である。

### 2. 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)

- ・ 発行後 3 ヶ月以内のものに限る。
- ・ 住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」となる。
- ・ 登記事項証明書についても同様である。

### 3. 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)

- ・ 発行後 3 ヶ月以内のものに限る。

### 4. 誓約書

- ・ [規則第 8 号様式](#)により作成する。

### 5. 該当する者の住民票の写し(法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)

- ・ 申請者の法定代理人、役員、株主等に該当する者について添付する。
- ・ 発行後 3 ヶ月以内のものに限る。
- ・ 住民票発行窓口で交付されたものが「住民票の写し」となる。
- ・ 登記事項証明書については、法務局で発行されたものを添付。

### 6. 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

- ・ 発行後 3 ヶ月以内のものに限る。
- ・ 特定事業場及び特定事業区域を青・赤の太線で明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに特定事業場隣接地の地目、地籍、所有者の住所、氏名を記入し、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載する。
- ・ 登記事項証明書については、法務局で発行されたものを添付。

### 7. 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)

- ・ [規則第 3 号様式](#)(一時堆積事業の場合は[規則第 4 号様式](#))により作成する。
- ・ 承諾日の記載もれがないように注意すること。
- ・ 土地所有者の印鑑登録証明書を添付する。
- ・ 土地所有者と許可申請者が同一人の場合は添付不要。

8. **特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者(農地である場合にあっては、耕作者を含む。)の土砂等の埋立て等に関する施工同意書(特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合にあっては、この限りでない。)**
- ・ [規則第9号様式](#)により作成する。
  - ・ 隣接地が農地である場合は耕作者の同意書も必要。
9. **特定事業の施工方法及び工程、現場組織表その他市長が定める事項を記載した特定事業の施工計画図**
- ① 特定事業計画概要
    - ・ 事業者、設計者、施工者、施工場所、土砂等発生元、搬入土量等を記載する。
  - ② 現場組織表
    - ・ [規則第10号様式](#)により作成する。
  - ③ 特定事業に使用される建設機械及び使用資材の一覧
  - ④ 施工方法
    - ・ 土砂流出防止等の災害の発生防止の目的に合致した施工方法や個別の工種ごとの施工方法やその工程などを詳細に記載する。
    - ・ 具体的には、搬入路、仮設道路、排水施設、法面整形、擁壁、地盤改良、盛土及び埋土工などの施工手法や施工管理、品質管理、現場管理等を記載する。
  - ⑤ 安全管理
    - ・ 降雨時による盛土土砂等流出、強風による土砂等の飛散、休日等による子供などの現場内侵入防止など土砂等の搬入経路の児童等への安全対策
  - ⑥ その他
    - ・ 近隣住民への振動、騒音対策、隣接地建物や構造物への影響対策について記載する。
  - ⑦ 工程表
    - ・ 特定事業における施工方法の項目ごとに区分した、バーチャートによる工程表を添付する。
10. **現場責任者選任証書**
- ・ [規則第11号様式](#)により作成する。
11. **特定事業を実施するに当たり、他の法令等に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を受けたことを証する書面の写し**
- ・ 特定事業を実施するに当たり、他の法令等に基づく許認可等を要する場合にあっては、その認可証等の写しを添付する。
    - ※ なお、当該許認可等を受けるために提出した申請書等の写し及び代替書類提出に係る誓約書([規則第11号様式の2](#))を提出することにより、これに代えることができますが、許認可証等の写しが追加提出されない限り特定事業の許可はできません。

## 12. 事業履行誓約書

- ・ [規則第 12 号様式](#)により作成する。
- ・ 誓約日の記載もれがないように注意すること。

## 13. 特定事業場の位置図及び付近の見取図

- ・ 特定事業場及び特定事業区域を青・赤の太線で囲むこと。

## 14. 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図

- ・ 求積の算定根拠がわかるように作成すること。
- ・ 隣接する土地との境界が確定されていること。

## 15. 土地利用計画図

- ・ 特定事業場及び特定事業区域を青・赤の太線で明示する。

## 16. 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図

- ・ 土地利用計画図等に設置位置を記載する。
- ・ 施設の平面図、立面図、構造図等を添付する。  
(プレハブ等を用いる場合はカタログを添付する。)

## 17. 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書(一時堆積事業であり特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図)

- ・ 表土検査を実施し、関係書類を添付する。
- ・ 検査試料採取調書については、[規則第 13 号様式](#)により作成する。
- ・ 地質分析(濃度)結果証明書については、[規則第 14 号様式](#)により作成する。  
(計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限り。)
- ・ 小規模特定事業の場合は添付不要。

## 18. 特定事業に使用される土砂等の量の計算書

- ・ 特定事業場における盛土量・切土量・根切土量を計算し、搬入土量、搬出土量を明確にする。

## 19. 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図

- ・ 土砂等の量の計算書の算定根拠とするため、特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものを作成する。

**20. 土砂等の搬入(搬出入)計画書及び搬入(搬出入)経路図**

- ・ 搬入計画書の場合は[規則第 15 号様式](#)により作成する。
- ・ 搬出入計画書の場合は[規則第 18 号様式](#)により作成する。
- ・ 搬入(搬出入)経路図については全経路が確認できる図面及び縮尺 2, 500 分の 1 の図面の 2 種類を作成する。

**21. 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることを示す書面**

- ・ 設置位置、構造図を記載した図面を添付する
- ・ 小規模特定事業の場合は添付不要。

**22. 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(縮尺 2, 500 分の 1)、排水計画図(縮尺 500 分の 1)、構造図(縮尺 20 分の 1～50 分の 1)及び雨水流出量等の計算書**

- ・ 施設等を設置しない場合は添付不要。

**23. 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていることを示す書面(図面にあっては、縮尺 20 分の 1～50 分の 1)**

- ・ 災害の発生を防止するために実施する事項を記載した書面を作成し添付する。

**24. 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面**

- ・ 安定計算を行うにあたり、ボーリング調査等を行った場合は、関係する書類を添付する。

**25. 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図(両図とも縮尺 20 分の 1～50 分の 1)**

- ・ 使用する全ての種類の擁壁について、図面を添付する。

**26. 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書**

- ・ 既製品であり、国土交通省の認可を受けているものを使用する場合は、カタログ等を添付する。

**27. 搬入する土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(第16号様式)及び当該土砂等が安全基準に適合することを証する書類**

- ・ [2. 3. \(2\)の安全基準適合性の証明書類](#)のとおり、土砂等の発生場所を確認するための書類、安全基準に適合していることを確認するための書類を添付する。
- ・ 土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書については[規則第16号様式](#)により作成する。(安全基準に適合していることをあらかじめ市長の承認を受けた土砂又は採取場から採取された土砂を使用する場合には添付不要。)

**28. 特定事業区域の現況写真**

- ・ 特定事業の現況がわかる写真を添付する。
- ・ 写真を撮った方向を示す写真方向図を作成し添付する。

**29. その他市長が必要があると認める書類及び図面**

- ・ 上記の他に必要な書類等がある場合は指示に従う。

## 5. 4. 変更許可と軽微な変更

事業計画に変更が生じる場合には、速やかに手続きを行ってください。

### (1) 特定事業の変更許可

下記の事項に変更があった場合は、[特定事業変更許可申請書（規則第 20 号様式）](#)による変更の許可が必要です。

#### ① 変更許可に該当する事項

変更許可に該当する変更事項は以下のとおりです。

変更許可に該当する変更事項
・ 特定事業区域の位置の変更(新たに特定事業区域となる区域があるものに限る。)
・ 特定事業区域の面積の変更(変更後の面積が条例第 9 条の許可に係る特定事業区域の面積を超えるものに限る。)
・ 特定事業に使用される土砂等の量の変更(特定事業に使用される土砂等の量を増加させるものに限る。)
・ 特定事業の期間の変更(特定事業の期間を延長するものに限る。)
・ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の変更(別表第 2 又は別表第 3 に定める構造上の基準に適合するための措置を変更するものに限る。)
・ その他市長が土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要があると認める事項の変更

#### ② 変更事前協議

条例の規定に基づく事前協議を経ている場合は、変更の事前協議が必要な場合があります。必要な場合は協議書を提出し、協議会・説明会等を再度実施していただくことになります。

#### ③ 添付書類

変更事前協議、変更許可申請ともに、許可申請時に提出した書類のうち、変更する事項に関する書類を添付してください。

#### ③ 土地所有者への説明

変更する事項については、土地所有者に説明の上、[特定事業区域内土地使用同意書（規則第 3 号様式）](#)・[特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書（規則第 4 号様式）](#)により、同意を得てください。

## (2) 特定事業の軽微な変更

特定事業に上記変更許可に該当しない軽微な変更があった場合は、[特定事業軽微変更届出書（規則第 22 号様式）](#)による変更の届出が必要です。

### ① 添付書類

変更する内容の変更前・変更後の状況がわかる書類を添付してください。

### ② 土地所有者への通知

変更した事項に関しては、[特定事業軽微変更通知書（規則第 23 号様式）](#)により、土地所有者に対し通知してください。

## 5. 5. 譲受け許可と相続等の届出

事業を譲り受け、相続、合併、分割により承継する場合には、速やかに手続きを行ってください。

### (1) 特定事業の譲受け許可

特定事業を譲受けにより承継する場合は、[特定事業譲受け許可申請書（規則第 39 号様式）](#)による譲受けの許可が必要です。

#### ① 添付書類

以下の譲り受けに関係する書類を添付してください。

- ◆ 住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- ◆ 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
- ◆ 誓約書
- ◆ 申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- ◆ 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- ◆ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- ◆ 申請者に規則第 9 条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- ◆ 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ◆ 特定事業区域内土地使用同意書（一時堆積事業である場合にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)及び同意をした者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
- ◆ 現場責任者選任証書
- ◆ 事業履行誓約書
- ◆ 特定事業場の位置図及び付近の見取図
- ◆ 譲受けすることを証する書類
- ◆ その他市長が必要があると認める書類

#### ② 土地所有者への説明・通知

土地所有者に譲り受けることについて説明の上、[特定事業区域内土地使用同意書\(規則第 3 号様式\)](#)・[特定事業\(一時堆積事業\)区域内土地使用同意書\(規則第 4 号様式\)](#)により、同意を得てください。

譲り受け許可取得後は、[特定事業譲受け・相続等通知書\(規則第 42 号様式\)](#)により、事業を承継したことを土地所有者に通知してください。

## (2) 特定事業の相続等の届出

特定事業を相続・合併・分割により承継した場合は、[特定事業相続等届出書（規則第 42 号様式）](#)による届出が必要です。

### ① 添付書類

以下の承継に関する書類を添付してください。

- ◆ 住民票の写し(届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- ◆ 誓約書
- ◆ 届出者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- ◆ 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- ◆ 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し
- ◆ 届出者に規則第 9 条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- ◆ 相続、合併又は分割の事実を証する書類及び書類に押印された印を証する印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
- ◆ その他市長が必要があると認める書類

### ② 土地所有者への通知

[特定事業譲受・相続等通知書\(規則第 41 号様式\)](#)により、事業を承継したことを土地所有者に通知してください。

## 6. 特定事業の実施について

### 6. 1. 搬入前の手続き

#### (1) 標識の設置について

[土砂等の埋立て等に関する標識\(規則第 24 号様式\)](#)により、標識を作成し、外部から見やすい場所に設置してください。

#### (2) 境界杭等の設置について

特定事業区域の境界を明確にするため、ロープ、杭等を設置してください。

#### (3) 着手届について

着手した日から起算して10日以内に[特定事業着手届出書\(規則第 25 号様式\)](#)に必要書類を添付して、着手の状況について届出してください。

- ・ 添付書類 : 標識の記載内容・設置位置が確認できる写真  
境界杭等の設置位置状況が確認できる写真

#### (4) 搬入届について

[土砂等搬入届出書\(規則第 26 号様式\)](#)に必要書類を添付して、搬入する土砂について届出してください。

搬入届を提出する前に土砂等を搬入することはできません。

- ・ 添付書類 : 土砂等の発生場所の確認書類  
安全性適合性の証明書類  
※ 書類の詳細は[2. 3. \(2\)](#)に記載しています。

## 6. 2. 施工中の手続き

### (1) 書類の管理について

施工中は常に申請書や、土砂等搬入届出書等の提出書類の写しが縦覧できるように、現場事務所または市長の定める場所に設置してください。

### (2) 土砂等管理台帳について

特定事業施工中の土砂等の搬入・搬出の状況については、[土砂等管理台帳\(規則第 28 号様式\)](#)・[土砂等管理台帳\(一時堆積事業用\)\(規則第 29 号様式\)](#)により管理してください。

### (3) 定期報告について

着手日から 6 ヶ月(一時堆積事業の場合は 3 ヶ月)ごとに、その期間を経過した日から 10 日以内に[特定事業状況報告書\(規則第 30 号様式\)](#)・[特定事業\(一時堆積事業\)状況報告書\(規則第 31 号様式\)](#)に必要書類を添付して事業の状況を報告してください。

- ・ 添付書類 : 報告する期間内の土砂等管理台帳の写し  
特定事業区域の状況写真

### (4) 定期検査について

定期報告を行った期間中に搬入した土砂等が安全基準に適合していることを証明するために、地質分析・水質検査の実施が必要です。試料の採取には市職員が立ち会いますので、採取の日程について市と調整してください。

立会いを行う日程が決まりましたら、その内容について市から通知します。

分析結果については、[特定事業地質等検査報告書\(規則第 32 号様式\)](#)に下記の必要書類を添付して、市に報告してください。

報告のあった内容については市で審査し、その結果について市から通知します。

- ・ 添付書類 : 試料を採取した地点の位置図及び現場写真  
試料ごとの[検査試料採取調書\(規則第 13 号様式\)](#)  
[地質分析\(濃度\)結果証明書\(規則第 14 号様式\)](#)  
[水質測定\(濃度\)結果証明書\(規則第 33 号様式\)](#)

※ 山砂等による事業の場合であっても定期検査は必要です。

## 6. 3. 廃止・休止・再開の手続き

事業を途中でやめる場合や事業を2ヶ月以上休止しようとする場合には、事前に確認を受け、廃止又は休止する必要があります。

### (1) 廃止・休止の事前計画について

廃止・休止するための計画を、[特定事業廃止\(休止\)計画届出書\(規則第34号様式\)](#)に必要書類を添付して、市に提出した上で、特定事業区域を廃止・休止することのできるような形状に整えていただきます。

- ・ 添付書類 : 廃止・休止したときの構造図  
廃止・休止したときの災害の発生を防止するための措置を明らかにする書面  
廃止・休止するまでの工程  
特定事業区域の状況写真

現地確認等により、市が廃止・休止することのできるか否かを審査し、その結果について通知します。

### (2) 廃止届について

事業を廃止する場合は、特定事業廃止(休止)計画確認通知書による通知を受けてから、[特定事業廃止届出書\(規則第36号様式\)](#)により、廃止について届出してください。

### (3) 再開届について

休止した特定事業を再開しようとする場合、事前に[特定事業再開届出書\(規則第36号様式の3\)](#)により事業の再開について届出してください。

## 6. 4. 完了時の手続き

### (1) 完了届について

特定事業完了時には、[特定事業完了届出書\(規則第 37 号様式\)](#)に必要書類を添付して、完了について届出てください。

- ・ 添付書類 : 完了時の構造図、完成写真

また、特定事業完了時においても定期報告と同様に、[特定事業状況報告書\(規則第 30 号様式\)](#)・[特定事業\(一時堆積事業\)状況報告書\(規則第 31 号様式\)](#)による状況報告が必要です。

- ・ 添付書類 : 報告する期間内の土砂等管理台帳の写し  
特定事業区域の施工状況写真

### (2) 完了検査について

完了までに搬入した土砂等が安全基準に適合していることを証明するために、定期検査と同様に地質分析・水質検査を行っていただきます。試料の採取には市職員が立ち会いますので、採取の日程について市と調整してください。

立会いを行う日程が決まりましたら、その内容について市から通知します。

なお、分析結果については、[特定事業地質等検査報告書\(規則第 32 号様式\)](#)に必要書類を添付して、市に報告していただきます。

報告のあった内容及び事業が完了されているかについて審査し、その結果を市から通知します。

- ・ 添付書類 : 試料を採取した地点の位置図及び現場写真  
試料ごとの[検査試料採取調書\(規則第 13 号様式\)](#)  
[地質分析\(濃度\)結果証明書\(規則第 14 号様式\)](#)  
[水質測定\(濃度\)結果証明書\(規則第 33 号様式\)](#)

※ 山砂等による事業の場合であっても完了検査は必要です。

### (3) 完了後について

申請書類、届出書類の写し等については、特定事業完了から5年間は保存していなければなりません。

船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例—条例施行規則対照表

条例	条例施行規則
<p>○<a href="#">船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例</a></p> <p>船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(昭和 57 年船橋市条例第 37 号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(第 6 条)</p> <p>第 3 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第 7 条・第 8 条)</p> <p>第 4 章 特定事業の規制(第 9 条—第 30 条)</p> <p>第 5 章 特定事業に係る土地所有者の義務等(第 31 条・第 32 条)</p> <p>第 6 章 雑則(第 33 条—第 39 条)</p> <p>第 7 章 罰則(第 40 条—第 43 条)</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)を行う行為をいう。</p> <p>(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等</p>	<p>○<a href="#">船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則</a></p> <p>船橋市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則(昭和 57 年船橋市規則第 73 号)の全部を改正する。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成 14 年船橋市条例第 58 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル以上又は土砂等の埋立て等に供する土砂等の容積が500立方メートル以上であるもの(土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平方メートル未満かつ容積が500立方メートル未満であっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の土砂等の埋立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供する区域の面積とが合算して500平方メートル以上又は土砂等の埋立て等に供する土砂等の容積が合算して500立方メートル以上となるもの(当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区域の土地所有者又は事業者が同一のものである場合に限る。)を含む。)をいう。

(3) 小規模特定事業 特定事業であって、特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満であり、かつ、特定事業に供する土砂等の容積が3,000立方メートル未満であるものをいう。

(4) 特定事業区域 特定事業に供する区域をいう。

(5) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。

(6) 事業者 土砂等の埋立て等を行う者(請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む。)をいう。

(7) 土地所有者 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、県等と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

(土地所有者の責務)

第5条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準)

第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるか認められる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「告示」という。)別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該事業者に対し、期限を定めて当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 事業者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該事業者に対し、期限を定めてこれらを復旧し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号のいずれかに掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(以下「公共事業」という。)

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成

<p>(2) 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業</p>	<p>田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び日本中央競馬会</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 14 条第 1 項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者</p> <p>2 前項第 7 号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為の写し</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>(4) その他市長が必要があると認める書類</p> <p>3 市長は、第 1 項第 7 号の規定により認定をしたときは公共的団体認定通知書(第 2 号様式)により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により、当該認定の申請をした者に通知する。</p> <p>(適用除外の事業)</p>
<p>(3) その他規則で定める事業</p>	<p>第 4 条 条例第 9 条第 3 号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 運動場、駐車場、緑地その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う事業(当該施設の新設若しくは移設又は範囲の拡大に該当するものを除く。)</p> <p>(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業</p>

<p>(特定事業に係る土地所有者の同意)</p> <p>第 10 条 前条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地所有者に対し、当該申請が、第 12 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、特定事業区域の全部を、前条の許可を受けようとする者のみが所有している場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第 11 条 第 9 条又は第 14 条第 1 項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ特定事業の計画について、市長と協議しなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 12 条 第 9 条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>(3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う事業</p> <p>(4) その他市長が認める事業</p> <p>(土地所有者の同意)</p> <p>第 5 条 条例第 10 条(条例第 14 条第 5 項において準用する場合を含む。)の同意は、特定事業区域内土地使用同意書(第 3 号様式)(当該同意に係る特定事業が条例第 12 条第 2 項に規定する一時堆積事業である場合にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書(第 4 号様式))により行わなければならない。</p> <p>(事前協議書)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の規定により協議をしようとする者は、特定事業(変更)許可事前協議書(第 5 号様式)に市長が必要があると認める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、条例第 11 条の規定による協議が成立したときは、特定事業(変更)許可事前協議済書(第 6 号様式)を、協議をした者に交付するものとする。</p> <p>3 特定事業(変更)許可事前協議済書の有効期間は、これを交付した日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの期間とする。</p> <p>(事前協議の特例)</p> <p>第 7 条 船橋市環境共生まちづくり条例(平成 7 年船橋市条例第 21 号)第 12 条に規定する開発協議は、条例第 11 条の規定による協議とみなす。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第 8 条 条例第 12 条第 1 項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(第 7 号様式)とする。</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)</p>
--	---

<p>(2) 特定事業区域の位置及び面積</p> <p>(3) 現場事務所(土砂等の搬入(次項に規定する一時堆積事業である場合にあつては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置</p> <p>(4) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 特定事業区域の表土の地質の状況</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等の量及びその期間</p> <p>(7) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所(以下「発生場所」という。)並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項</p> <p>(9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置</p> <p>(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p>	<p>(2) 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)</p> <p>(3) 誓約書(第8号様式)</p> <p>(4) 申請者が条例第13条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及び役員住民票の写し)</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあつては、その役員住民票の写し</p> <p>(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときにあつては、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)</p> <p>(7) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>(8) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(9) 特定事業区域内土地使用同意書及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)</p> <p>(10) 特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者(農地である場合にあつては、耕作者を含む。)の土砂等の埋立て等に関する施工同意書(第9号様式)(特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合その他市長が認める場合にあつては、この限りでない。)</p> <p>(11) 特定事業の施工方法及び工程、現場組織表(第10号様式)その他市長が定める事項を記載した特定事業の施工計画書</p> <p>(12) 現場責任者選任証書(第11号様式)</p> <p>(13) 特定事業を実施するに当たり、他の法令等に基づく許認可等を要する場合にあつては、当該許認可等を受けたことを証する書面の写し。ただし、当該許認可等を受けるために提出した申請書等の写し及び代替書類提出に係る誓約書(第11号様式の2)を提出することにより、これに代えることができる。</p> <p>(14) 事業履行誓約書(第12号様式)</p> <p>(15) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図</p> <p>(17) 特定事業場の土地利用計画図</p>
--	--

<p>(11) その他規則で定める事項</p>	<p>(18) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図</p> <p>(19) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 7 項第 2 号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(第 13 号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第 14 号様式。計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。))が発行したものに限り。以下同じ。)</p> <p>(20) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書</p> <p>(21) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものに限り。)</p> <p>(22) 土砂等の搬入計画書(第 15 号様式)、搬入経路図及び当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(第 16 号様式)(土砂等発生元証明書にあっては、条例第 19 条第 1 号又は第 2 号に規定する土砂等を使用する場合を除く。)</p> <p>(23) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が採られていることを示す書面</p> <p>(24) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面、排水計画図、構造図及び雨水流出量等の計算書</p> <p>(25) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が採られていることを示す書面</p> <p>(26) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(27) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(28) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(29) 搬入する土砂等が安全基準に適合することを証する書類</p> <p>(30) 特定事業区域の現況写真</p> <p>(31) その他市長が必要があると認める書類及び図面</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項第 11 号の規則で定める事項は、次</p>
-------------------------	---

<p>2 前項の規定にかかわらず、第 9 条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項</p> <p>(2) 特定事業区域の表土の地質の状況(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)</p> <p>(3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量</p> <p>(4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造</p> <p>(5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造</p>	<p>に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定事業場の位置及び面積</p> <p>(2) 特定事業の目的</p> <p>(3) 特定事業が条例第 13 条第 4 項の規定により法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものにあつては、当該法令等の題名</p> <p>(4) 関係書類等の縦覧場所</p> <p>(5) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の氏名)</p> <p>(6) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名</p> <p>(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者がいる場合にあっては、これらの者の氏名(これらの者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額</p> <p>(8) 申請者に次条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名</p> <p>4 条例第 12 条第 2 項に規定する申請書は、特定事業(一時堆積事業)許可申請書(第 17 号様式)とする。</p> <p>5 条例第 12 条第 2 項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 10 号、第 11 号、第 13 号から第 18 号まで、第 23 号から第 25 号まで、第 29 号及び第 30 号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図</p> <p>(3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第 2 項第 19 号に掲げる書類及び図面</p> <p>(4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(5) 土砂等の堆積が最大となった場合の土量計算書</p> <p>(6) 土砂等の搬出入計画書(第 18 号様式)、搬出入経路図及び当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発</p>
--	---

<p>(6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置</p>	<p>生元証明書</p> <p>(7) 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書同意をした者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)</p>																						
<p>(7) その他規則で定める事項</p>	<p>(8) その他市長が必要があると認める書類及び図面</p> <p>6 条例第12条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>																						
	<p>(1) 特定事業の期間</p> <p>(2) 第3項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項</p>																						
	<p>7 第2項第19号及び第5項第3号に規定する特定事業区域に係る表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p>																						
	<p>(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。</p>																						
	<table border="1"> <tr> <td>1ヘクタール未満</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>1ヘクタール以上2ヘクタール未満</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>2ヘクタール以上3ヘクタール未満</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>3ヘクタール以上4ヘクタール未満</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4ヘクタール以上5ヘクタール未満</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5ヘクタール以上6ヘクタール未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6ヘクタール以上7ヘクタール未満</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>7ヘクタール以上8ヘクタール未満</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>8ヘクタール以上9ヘクタール未満</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>9ヘクタール以上10ヘクタール未満</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>10ヘクタール以上</td> <td>12</td> </tr> </table>	1ヘクタール未満	2	1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3	2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4	3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5	4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6	5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7	6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8	7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9	8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10	9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11	10ヘクタール以上	12
1ヘクタール未満	2																						
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3																						
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4																						
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5																						
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6																						
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7																						
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8																						
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9																						
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10																						
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11																						
10ヘクタール以上	12																						
	<p>(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。</p>																						
	<p>(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。</p>																						
<p>3 前2項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が小規模特定事業である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第1項第3号、第5号、第9号及び第10号又は前項第1号(第1項第3号</p>																							

に掲げる事項に限る。)、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項の記載を要しない。

(許可の基準)

第13条 市長は、第9条の許可の申請が前条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 第9条の許可を受けようとする者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第28条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る船橋市行政手続条例(平成9年船橋市条例第2号)第14条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。)であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)。ただし、許可を受けようとする者が第28条第1項第3号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第28条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

カ 特定事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの

(条例第13条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人がアからオまでのいずれかに該当するもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(2) 第10条に規定する同意を得ていること。ただし、同条ただし書に規定する場合にあっては、この限りでない。

(3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。

(4) 現場事務所を設置すること。

(5) 特定事業に係る現場責任者を置くこと。

(6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。

(7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(8) 特定事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。

(9) 許可を受けた日から6月以内に当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入する計画となっていること。

(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。

(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

2 市長は、第9条の許可の申請が前条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 特定事業が5年以内に完了するものであること。

第9条 条例第13条第1項第1号キ及びクに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)

(2) その他継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(構造上の基準)

第10条 条例第13条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

<p>(2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>3 第 9 条の許可の申請に係る特定事業が小規模特定事業である場合にあつては、第 1 項第 4 号、第 6 号、第 10 号及び第 11 号又は前項第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定は、適用しない。</p> <p>4 第 9 条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあつては、第 1 項第 7 号及び第 11 号又は第 2 項第 3 号の規定は、適用しない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第 14 条 第 9 条の許可を受けた者は、第 12 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。た</p>	<p>2 条例第 13 条第 2 項第 3 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 3 に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第 11 条 条例第 13 条第 4 項の規則で定めるものは、別表第 4 に定めるとおりとする。</p> <p>(許可等の決定)</p> <p>第 12 条 市長は、条例第 9 条の許可の申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をし、その旨を特定事業許可(不許可)決定通知書(第 19 号様式)により、当該申請をした者に通知する。</p> <p>2 市長は、条例第 9 条の許可の申請があつた場合において、当該申請が第 8 条第 2 項第 13 号ただし書に規定する書面を添えてされたものであるときは、当該書面により誓約された事項が履行されたことを確認した後に、前項の決定をするものとする。</p> <p>(変更の許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第 13 条 条例第 14 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。</p> <p>(1) 特定事業区域の位置の変更(新たに特定事業区域と</p>
---	---

<p>だし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第 9 条の許可を受けた者が第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に従って、当該許可に係る第 12 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p>	<p>なる区域があるものに限る。)</p> <p>(2) 特定事業区域の面積の変更(変更後の面積が条例第 9 条の許可に係る特定事業区域の面積を超えるものに限る。)</p> <p>(3) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(特定事業に使用される土砂等の量を増加させるものに限る。)</p> <p>(4) 特定事業の期間の変更(特定事業の期間を延長するものに限る。)</p> <p>(5) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の変更(別表第 2 又は別表第 3 に定める構造上の基準に適合するための措置を変更するものに限る。)</p> <p>(6) その他市長が土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要があると認める事項の変更</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第 14 条 条例第 14 条第 3 項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(第 20 号様式)とする。</p> <p>2 条例第 14 条第 3 項の規則で定める書類及び図面は、特定事業(一時堆積事業を除く。)に係るものにあつては第 8 条第 2 項各号に掲げるもののうち変更に係る書類及び図面並びに特定事業区域内土地使用同意書、一時堆積事業に係るものにあつては第 8 条第 5 項各号に掲げるもののうち変更に係る書類及び図面並びに特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書とする。</p> <p>3 条例第 14 条第 3 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 申請者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び役員の氏名)</p> <p>(2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p> <p>(3) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名(これらの者が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額</p> <p>(4) 申請者に第 9 条に規定する使用人がある場合にあつ</p>
---	--

<p>4 市長は、第 1 項の許可の申請が前項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 第 9 条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合であって、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して 1 年を超えて変更するとき(第 1 項の許可の申請が一時堆積事業に係るものであるとき又は当該申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係る場合であって市長が必要があると認めるときを除く。))。</p> <p>(2) 第 9 条の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合であって、新たに特定事業区域となる区域の面積が当該許可に係る特定事業区域の面積の 2 倍を超えて変更するとき(第 1 項の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係る場合であって市長が必要があると認めるときを除く。))。</p> <p>(3) 第 1 項の許可を受けようとする者が第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により命令を受けている場合であって、必要な措置を完了していないとき。</p> <p>5 第 10 条及び前条(第 1 項第 3 号を除く。)の規定は、第 1 項の許可について準用する。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>第 15 条 第 9 条の許可を受けた者は、前条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るとともに、当該届出をする者のみが特定事業区域内の土地の全部を所有している場合を除き、第 10 条の同意をした特定事業区域の土地所有者に通知しなければならない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第 16 条 第 9 条の許可(第 14 条第 1 項及び第 25 条第 1 項の許可を含む。以下この章において同じ。)には、条件</p>	<p>ては、その者の氏名</p> <p>4 市長は、条例第 14 条第 1 項の変更の許可の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をしたときは、その旨を特定事業変更許可(不許可)決定通知書(第 21 号様式)により、当該申請をした者に通知する。</p> <p>(軽微な変更の届出等)</p> <p>第 15 条 条例第 15 条の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書(第 22 号様式)に、変更に係る書類及び図面を添付して行うものとする。</p> <p>2 条例第 15 条の規定による通知は、特定事業軽微変更通知書(第 23 号様式)により行うものとする。</p>
--	---

を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(標識の設置等)

第17条 第9条の許可を受けた者又は第15条の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施工されている間、事業者の氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名、土砂等の埋立て等に使用する土砂等の発生場所その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の着手の届出)

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の届出)

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適

(標識等)

第16条 条例第17条第1項に規定する標識は、土砂等の埋立て等に関する標識(第24号様式)とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 特定事業の目的
- (3) 特定事業区域の所在地
- (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び連絡先の電話番号
- (5) 特定事業の許可期間
- (6) 特定事業場及び特定事業区域(一時堆積事業にあつては、特定事業場)の面積
- (7) 埋立て等に使用する土砂等の搬入予定量(一時堆積事業である場合にあつては、土砂等の堆積が最大となった場合の土砂等の量及び土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
- (8) 特定事業場及び特定事業区域の見取図

3 条例第17条第2項の表示は、杭、ロープ等を使用し、明らかに表示することにより行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する方法と同等以上の効果を有する方法であると市長が認める場合にあつては、条例第17条第2項の表示は、当該方法によることができる。

(特定事業の着手の届出)

第17条 条例第18条の規定による届出は、特定事業着手届出書(第25号様式)に、標識を設置したことを証する写真を添えて行うものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第18条 条例第19条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書(第26号様式)により行うものとする。

2 条例第19条の当該発生場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの

合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

(1) 当該土砂等が公共事業により発生した土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについてあらかじめ市長の承認を受けたものであるとき。

(2) 当該土砂等が法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

(土砂等管理台帳の作成等)

第 20 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段

は、次に掲げる書面(同条第 1 号又は第 2 号に規定する土砂等を使用する場合にあっては、第 2 号に掲げる書面)とする。

(1) 土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書

(2) 土砂等の発生場所の位置図

(3) 地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図

(4) 土砂等の発生場所の土地利用図

(5) 土砂等の発生場所の現場写真

3 条例第 19 条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調査及び地質分析(濃度)結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

5 条例第 19 条第 2 号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該採取場についてなされた法令等に基づく許認可等を証する書類及び土砂等売渡・譲渡証明書(第 27 号様式)とする。

(土砂等管理台帳)

第 19 条 条例第 20 条第 1 項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(第 28 号様式)(一時堆積事業の場合にあっては、土砂等管理台帳(一時堆積事業用)(第 29 号様式))によるものとする。

<p>(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的堆積が行われたものである場合は、当該一時的堆積が行われた場所(当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。)</p> <p>(3) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(4) 当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(5) その他規則で定める事項</p>	<p>2 条例第20条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 特定事業の許可年月日及び許可番号</p> <p>(3) 特定事業区域の位置及び面積</p> <p>(4) 特定事業の許可期間</p> <p>(5) 特定事業に使用する土砂等の量(一時堆積事業の場合にあっては、特定事業に使用する土砂等の搬入量及び搬出量)</p> <p>(6) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所(法人である場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名</p> <p>(9) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>3 条例第20条第1項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。</p> <p>(土砂等の量等の報告)</p>
<p>2 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項に規定する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、搬入され、及び搬出された土砂等の量)を市長に報</p>	<p>第20条 条例第20条第2項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から10日以内(特定事業の休止をしようとするときは当該休止をしようとする期間の開始の日から10日以内、特定事業を廃止し、又は完了したときは条例第23条第3</p>

告しなければならない。

(地質検査等の報告)

- 第 21 条 第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該一時堆積事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該許可に係る特定事業が小規模特定事業である場合であって、市長がこれらの検査を行う必要がないと認めるときは、当該水質検査を行い、報告することを要しない。
- 2 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

項又は条例第 24 条第 1 項の規定による届出を行う時。以下この条において同じ。)に、特定事業状況報告書(第 30 号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

- 2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第 20 条第 2 項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 10 日以内に、特定事業(一時堆積事業)状況報告書(第 31 号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

(地質検査)

第 21 条 条例第 21 条第 1 項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から 6 月ごと(条例第 23 条第 3 項又は第 24 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、特定事業区域を 3,000 平方メートル以内の区域に等分して行うこと。この場合において、当該区域に搬入した土砂等の容積が 3,000 立方メートル以内となるようにしなければならない。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行うこと。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第 1 号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第 1 号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1 試料とすることができる。
- (4) 地質調査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

- 2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第 21 条第 1 項の規定による地質検査は、前項の規定にか

かわらず、特定事業に着手した日から3月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日)に、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 次に掲げる場合にあっては、地質検査を省略することができる。

(1) 特定事業に着手した日から6月(一時堆積事業である場合にあっては、3月。以下この項において同じ。)を経過するごとの期間に土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(2) 条例第23条第3項の規定による届出をする日から6月前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合

(3) 条例第24条第1項の規定による届出(特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造を有する特定事業区域において行われた一時堆積事業である場合を除く。)をする日から6月前までに土砂等の搬入がないと市長が認める場合

4 市長は、第1項又は第2項の規定による地質検査の立会いを行う場合には、特定事業検査実施通知書(第31号様式の2)により、条例第9条の許可を受けた者に通知するものとする。

(水質検査)

第22条 条例第21条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの下、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第21条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと(条例第23条第3項又は第24条第1項の規定による届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日)に試料を採取し、排水基準を定める省令

の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

3 前条第 4 項の規定は、前 2 項の規定による水質検査の立会いを行う場合について準用する。

(地質検査等の報告)

第 23 条 条例第 21 条第 1 項の規定による報告は、特定事業に着手した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 10 日以内(条例第 23 条第 3 項又は第 24 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する期日まで)に、特定事業地質等検査報告書(第 32 号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第 21 条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書

(3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質測定(濃度)結果証明書(第 33 号様式。環境計量士の発行したものに限る。)

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、条例第 21 条第 1 項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 10 日以内(条例第 23 条第 3 項又は第 24 条第 1 項の規定による届出を行った場合にあつては、市長が指定する日まで)に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

3 市長は、前 2 項の報告を受けた場合には、報告のあった内容を審査し、その結果について特定事業検査結果通知書(第 33 号様式の 2)により、条例第 9 条の許可を受けた者に通知するものとする。

(関係書類等の縦覧)

第 22 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る現場事務所(当該許可に係る特定事業が小規模特定事業である場合にあつては、市長が指定する場所)において、当該許可に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第 20 条第 1 項に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利

害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(特定事業の廃止等)

第 23 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は休止をしなければならない。ただし、当該特定事業の休止をしようとする場合であって、当該休止をしようとする期間が 2 月未満であるときは、届け出を要しない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は休止に当たって支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による廃止の届出があったときは、第 9 条の許可は、その効力を失う。

5 市長は、第 3 項の規定による特定事業の廃止の届出があったときは、速やかに当該特定事業について第 1 項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

6 前項の規定により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 3 項の規定による廃止

(特定事業の廃止等の届出)

第 24 条 条例第 23 条第 1 項の規定による届出は、特定事業廃止(休止)計画届出書(第 34 号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行わなければならない。

2 条例第 23 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日及びその許可番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の許可期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は休止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は休止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (7) 特定事業を廃止し、又は休止するまでの工程
- (8) 廃止し、又は休止しようとする特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、一時堆積事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積

3 市長は、条例第 23 条第 2 項の確認を行ったときは、その旨を特定事業廃止(休止)事前確認結果通知書(第 35 号様式)により、当該届出をした者に通知する。

4 条例第 23 条第 3 項の規定による届出は、特定事業廃止届出書(第 36 号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

5 市長は、条例第 23 条第 5 項の確認を行ったときは、その旨を特定事業廃止状況確認結果通知書(第 36 号様式の 2)により、同条第 3 項の規定による届出をした者に通知する。

の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(特定事業の完了等)

第 24 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第 9 条の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第 25 条 第 9 条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者(以下「譲受人」という。)は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 譲渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 譲受人が第 13 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

6 条例第 9 条の許可を受けた者は、条例第 23 条第 1 項の規定による届出をして休止した事業を再開しようとするときは、特定事業再開届出書(第 36 号様式の 3)を市長に提出しなければならない。

(特定事業の完了の届出)

第 25 条 条例第 24 条第 1 項の規定による届出は、特定事業完了届出書(第 37 号様式)に特定事業区域の状況が確認できる現況写真を添えて行うものとする。

2 条例第 24 条第 2 項の規定による通知は、特定事業完了確認結果通知書(第 38 号様式)により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

第 26 条 条例第 25 条第 2 項に規定する申請書は、特定事業譲受許可申請書(第 39 号様式)とする。

2 条例第 25 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し(申請者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)

(2) 申請者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)

(3) 誓約書

(4) 申請者が未成年である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)

(5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住

<p>(4) その他規則で定める事項</p> <p>3 市長は、第 1 項の許可の申請が前項の規定によるものである場合にあっては、当該申請に係る許可を受けようとする者が第 13 条第 1 項第 1 号アからケまでに掲げるいずれかの者であるときは、第 1 項の許可をしてはならない。</p> <p>4 第 1 項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第 9 条の許可を受けた者の当該許可に基づく地位を承継する。</p>	<p>民票の写し</p> <p>(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があつたときは、これらの者の住民票の写し</p> <p>(7) 申請者に第 9 条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し</p> <p>(8) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(9) 特定事業区域内土地使用同意書（一時堆積事業である場合にあっては、特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書）及び同意をした者の印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、印鑑証明書）</p> <p>(10) 現場責任者選任証書</p> <p>(11) 事業履行誓約書</p> <p>(12) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(13) 譲受けすることを証する書類</p> <p>(14) その他市長が必要があると認める書類</p> <p>3 条例第 25 条第 2 項第 4 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及び許可番号</p> <p>(2) 譲り受けようとする特定事業の許可期間</p> <p>(3) 特定事業区域の位置</p> <p>(4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名</p> <p>(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があつたときは、これらの者の氏名（これらの者が法人である場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の額</p> <p>(7) 申請者に第 9 条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名</p> <p>(8) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(9) 譲受けの理由</p> <p>4 市長は、条例 25 条第 2 項の譲受けの許可の申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定を</p>
--	--

<p>5 前項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、その者のみが特定事業区域内の土地の全部を所有している場合を除き、その旨を特定事業区域内の土地所有者に通知しなければならない。</p> <p>(相続等)</p> <p>第 26 条 第 9 条の許可を受けた者について相続、合併又は分割(その特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割によりその特定事業の全部を承継した法人は、当該許可に基づく地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、その者のみが特定事業区域内の土地の全部を所有している場合を除き、特定事業区域内の土地所有者に通知しなければならない。</p>	<p>し、その旨を特定事業譲受許可(不許可)決定通知書(第 40 号様式)により、当該申請をした者に通知する。</p> <p>5 条例第 25 条第 5 項の規定による通知は、特定事業譲受・相続等通知書(第 41 号様式)により行うものとする。</p> <p>(相続等の届出)</p> <p>第 27 条 条例第 26 条第 2 項の規定による届出は、特定事業相続等届出書(第 42 号様式)に次に掲げる書面を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(届出者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)</p> <p>(2) 誓約書</p> <p>(3) 届出者が未成年である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)</p> <p>(4) 届出者が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し</p> <p>(5) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(6) 届出者に第 9 条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>(7) 相続、合併又は分割の事実を証する書類及び書類に押印された印を証する印鑑登録証明書(法人である場合にあつては、印鑑証明書)</p> <p>(8) その他市長が必要があると認める書類</p> <p>2 前条第 5 項の規定は、条例第 26 条第 2 項の規定による通知について準用する。</p>
---	--

(措置命令)

第 27 条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第 9 条の許可を受けた者(第 14 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 9 条又は第 14 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 28 条 市長は、第 9 条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 8 条第 2 項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 9 条の許可を受けたとき。
- (3) 第 9 条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き 1 年以上行っていないとき。
- (4) 第 13 条第 1 項第 1 号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第 9 条の許可を受けた当時同号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第 13 条第 1 項第 1 号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第 9 条の許可を受けた当時同号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (6) 第 14 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第 16 条の条件に違反したとき。
- (8) 第 17 条から第 22 条までの規定に違反したとき。

(9) 第 26 条第 1 項の規定により第 9 条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第 13 条第 1 項第 1 号アからケまでのいずれかに該当するとき。

(10) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第 9 条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の全部又は一部の撤去その他当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第 29 条 市長は、第 23 条第 6 項又は第 24 条第 3 項の規定に違反した者に対し、期限を定めてその特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第 2 項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第 30 条 第 9 条の許可を受けた者は、当該特定事業について第 23 条第 3 項の規定による廃止の届出若しくは第 24 条第 1 項の規定による完了の届出をした日又は第 28 条第 1 項の規定による第 9 条の許可の取消しの通知を受けた日から 5 年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

2 第 9 条第 1 項の許可を受けた者は、第 20 条第 1 項に規定する土砂等管理台帳を、特定事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

## 第 5 章 特定事業に係る土地所有者の義務等

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第 31 条 土地所有者は、第 10 条(第 14 条第 5 項において

準用する場合を含む。以下同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第 12 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては同条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を確認しなければならない。

2 第 10 条の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

3 第 10 条の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、市長に通報するとともに、当該事業を行う者に対し、当該特定事業の中止を求め、若しくは現状回復その他必要な措置を講ずるよう求め、又は自ら原状回復その他必要な措置を講じなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する措置命令)

第 32 条 市長は、特定事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該特定事業に係る第 10 条の同意をした土地所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業区域の土地所有者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第 6 章 雑則

(報告の徴収)

第 33 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地所有者に対し、その所有する土地に係る土砂等の埋立て等に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第 34 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員をして事業者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供する土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(許可等に関する意見聴取)

第 35 条 市長は、第 9 条、第 14 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の許可をしようとするときは、第 13 条第 1 項第 1 号オからケまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。)の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第 28 条第 1 項の規定による処分をしようとするときは、第 13 条第 1 項第 1 号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。

(他の地方公共団体等への照会等)

第 36 条 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、他の地方公共団体その他市長が必要と認める機関に対し、照会をし、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第 37 条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に

(身分を示す証明書)

第 28 条 条例第 34 条第 2 項に規定する証明書は、第 43 号様式とする。

定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(1) 第9条の許可を受けようとする者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める手数料  
ア 特定事業が小規模特定事業の場合 1件につき  
36,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき 48,000円

(2) 第14条第1項の許可を受けようとする者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める手数料

ア 特定事業が小規模特定事業の場合 1件につき  
20,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき 28,000円

(3) 第25条第1項の許可を受けようとする者 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める手数料

ア 特定事業が小規模特定事業の場合 1件につき  
24,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき 28,000円

(公表)

第38条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに違反等の事実及びその内容を公表することができる。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第27条第1項若しくは第2項、第28条第1項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条、第14条第1項又は第25条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

(3) 第16条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者

(書類等の提出部数)

第29条 この規則の規定により市長に提出する書類及び図面(条例第11条の規定による協議に係る書類及び図面を除く。)の部数は、正本1部副本1部とする。

2 条例第11条の規定による協議に係る書類及び図面を市長に提出する部数は、別に定める。

(公表)

第30条 条例第38条の規定による公表は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

<p>(委任)</p> <p>第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第 7 章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項、第 28 条第 1 項、第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者</p> <p>(2) 第 9 条、第 14 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者</p> <p>第 41 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 19 条の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土砂等を搬入した者</p> <p>(2) 第 20 条第 1 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項各号に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者</p> <p>(3) 第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 33 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>(4) 第 30 条第 2 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者</p> <p>(5) 第 34 条第 1 項の規定による立入検査若しくは土砂等の収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>第 42 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第 15 条、第 18 条、第 23 条第 3 項、第 24 条第 1 項又は第 26 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第 17 条第 1 項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第 30 条第 1 項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者</p>	<p>(補則)</p> <p>第 31 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>
---	---

<p>(両罰規定)</p> <p>第 43 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第 5 条の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第 9 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して 6 月間は、なお従前の例により当該事業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業の区域について第 9 条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第 9 条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に同項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の条例第 9 条の規定により発せられている命令についても、同様とする。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為、附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条各号列記以外の部分、同条第 1 号、第 9 条ただし書及び同条第 2 号の改正規定、第 10 条第 2 項各号列記以外の部分の改正規定(「前条」を「第 9 条」に改める部分を除く。)、同項第 4 号の改正規定、第 11 条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定、同項第 3 号の改正規定</p>	<p>附 則 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 号様式及び第 9 号様式の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p>
--	---

(「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。)、第 15 条第 3 項の改正規定(「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。)並びに第 17 条第 1 項本文、第 31 条各号列記以外の部分、第 32 条各号列記以外の部分及び第 33 条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成 28 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)前に改正前の第 9 条の許可を受けた者及び同条の許可の申請をした者に係るこの条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定(「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める部分に限る。)、第 7 条及び第 8 条第 4 項の改正規定(「を受理した」を「があった」に改める部分に限る。)、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の改正規定(「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。)、別表第 2 第 4 項の改正規定(「のり面」を「法(のり)面」に、「こう配」を「勾配」に改める部分に限る。)並びに同表第 6 項、第 8 項及び第 9 項並びに別表第 3 第 2 項及び第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日前に地質検査の試料として採取された土砂等に係る船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第 2 1 条に規定する地質検査については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び第14号様式の規定にかかわらず、令和3年4月1日前に採取された土砂等に係る船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則に規定する地質検査及び地質分析については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条（改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による許可を要する行為は、改正後の船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則別表第4第9項に規定する行為とみなす。

別表第1

項目	基準値
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
リン 有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグ

	ラム以下であること。
ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満であること。
総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 0 5 ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 キログラムにつき 1 2 5 ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下であること。
1, 2—ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 4 ミリグラム以下であること。
1, 1—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下であること。
1, 2—ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム以下であること。
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 6 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下であること。
1, 3—ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 2 ミリグラム以下であること。
チウラム	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 6 ミリグラム以下であること。
シマジン	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下であること。
セレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0. 8 ミリグラム以下であること。
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1, 4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0. 0 5 ミリグラム以下であること。
備考	
1 検液は、告示別表の付表に定める方法により作成するものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、	

ふっ素及びほう素に係る基準値の欄のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1リットルにつき0.003ミリグラム、0.01ミリグラム、0.05ミリグラム、0.01ミリグラム、0.0005ミリグラム、0.01ミリグラム、0.8ミリグラム及び1ミリグラムを超えていない場合には、それぞれ検液1リットルにつき0.009ミリグラム、0.03ミリグラム、0.15ミリグラム、0.03ミリグラム、0.0015ミリグラム、0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、告示別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

#### 別表第2

1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

2 著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあつては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

3 埋立て等の高さ(特定事業により生じる法(のり)面の最下部(擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の上端)と法面の最上部との高低差をいう。)は、原則として10メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された高さとすることができる。

4 埋立て等の法面(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全であることが確認された勾配とすることができる。

- 5 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 6 法面の高さ(法面の最下部(擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)が傾斜地等で5メートル以上になる場合にあつては、法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 7 特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 特定事業区域(法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 10 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- 11 排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- 12 特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第3

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域の間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅員の保安地帯が設置されていること。

0.3ヘクタール未満	2メートル以上
0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満	4メートル以上
0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上

10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等の堆積の高さ(法面の最下部と最上部の高低差をいう。)が2.5メートル以下であること。

3 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

4 土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

#### 別表第4

1 土地改良法に基づく土地改良事業

2 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条、第10条第1項及び第12条第1項の規定による許可(同法第10条第2項及び第12条第2項の適用を受ける場合を含む。)を要する行為

3 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為

4 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第34条第2項及び第44条において準用する同法第34条第2項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為

5 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為並びに同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域内における許可を要する行為

6 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為

7 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為

8 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為

9 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内における許可を要する行為

	<p>10 河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為</p> <p>11 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為</p> <p>12 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為</p> <p>13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為</p> <p>14 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為</p> <p>15 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為</p> <p>16 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為</p> <p>17 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為</p> <p>18 千葉県立自然公園条例(昭和35年千葉県条例第15号)第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為</p> <p>19 千葉県港湾管理条例(昭和51年千葉県条例第45号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為</p>
--	--

## 船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する指導要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成14年船橋市条例第58号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づく特定事業の計画についての協議(以下「事前協議」という。)の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例及び同条例施行規則(平成15年船橋市規則第6号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

### (特定事業予定者の責務)

第3条 事前協議を行おうとする者(以下「特定事業予定者」という。)は、条例、規則その他の関係規定で定めるもののほかこの要綱を遵守するとともに、苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

### (事前協議)

第4条 規則第8条に規定する市長が必要があると認める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第14条第1項の許可に係る事前協議の場合にあっては、変更に係る書類及び図面とする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (2) 申請者が条例第13条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (3) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 特定事業区域内土地使用同意書(一時堆積事業にあっては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)及び同意した者の印鑑登録証明書(法人である場合にあっては、印鑑証明書)
- (5) 特定事業場の土地所有者及び隣接土地所有者(農地である場合にあっては、耕作者を含む。)の土砂等の埋立て等に関する施工同意書(第13号様式)(特定事業区域の土地所有者と同一の者が特定事業場又は隣接地の土地所有者である場合にあっては、この限りでない。)
- (6) 現場責任者選任証書
- (7) 地域住民に対する説明会計画書
- (8) 特定事業場の位置図及び付近の見取図(両図とも縮尺2,500分の1)
- (9) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図
- (10) 土地利用計画図
- (11) 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図
- (12) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及

び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(第9号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(第10号様式。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。))が発行したものに限る。以下同じ。)(一時堆積事業であり特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図)

- (13) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (14) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造及び地盤高さが確認できるものに限る。)(縮尺250分の1~500分の1)
- (15) 土砂等の搬入計画書(第15号様式)及び搬入経路図(全経路が確認できる図面及び縮尺2,500分の1)
- (16) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていることを示す書面
- (17) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(縮尺2,500分の1)、排水計画図(縮尺500分の1)、構造図(縮尺20分の1~50分の1)及び雨水流出量等の計算書
- (18) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていることを示す書面(図面にあっては、縮尺20分の1~50分の1)
- (19) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- (20) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図(両図とも縮尺20分の1~50分の1)
- (21) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (22) 搬入する土砂等が安全基準に適合することを証する書類
- (23) 特定事業区域の現況写真
- (24) その他市長が必要があると認める書類及び図面

2 事前協議に係る特定事業が小規模特定事業である場合にあっては、前項第11号(現場事務所に係る書面に限る。)、第12号及び第16号の規定は適用しない。

(説明会の開催)

第5条 特定事業予定者は、特定事業場の周辺地域(以下「周辺地域」という。)に居住する住民(以下「地域住民」という。)に対し、次に掲げる事項について説明を行うものとする。

- (1) 特定事業の計画の概要
- (2) 計画区域の環境保全上の留意点
- 2 特定事業予定者は、説明会を開催するにあたってはその場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ地域住民に周知を図るものとする。
- 3 特定事業予定者は、その責めに帰すことのできない事由で第1項の説明会を開催する

ことができない場合は、第1項に規定する事項を記載した文書を地域住民に配布する等の方法により努めるものとする。

- 4 特定事業予定者は、説明会実施状況報告書(第2号様式)を事前協議終了までに市長に提出するものとする。

#### (周辺地域)

第5条の2 前条に規定する周辺地域とは、次の地域とする。

- (1) 特定事業場からおおむね200メートル以内の地域
- (2) 特定事業場の土砂等の搬入又は搬出に使用する道路(国道、県道、市道及び法定外公共道路を除く。)の境界からおおむね30メートル以内の地域

#### (事務所の設置基準等)

第6条 特定事業の管理及び規則第8条第3項第4号に規定する関係書類等の縦覧場所に供する事務所の設置については、必要最小限度の建築面積(30平方メートル以内)とする。

- 2 前項の事務所は、特定事業を終了したときは、完了検査前までに撤去しなければならない。

#### (排水対策)

第7条 規則別表第2第11号に規定する排水施設は、別表1に定める計算式により算定されたものでなければならない。排水施設のうち、保水施設は別表2に定める基準を満足するものとする。

#### (現地調査)

第8条 環境部廃棄物指導課長(以下「廃棄物指導課長」という。)は、規則第6条の規定により事前協議書を受理したときは、必要に応じ現地調査を行うものとする。

#### (協議会の審査)

第9条 廃棄物指導課長は、事前協議書を受理したときは、特定事業の計画について船橋市廃棄物処理施設設置等協議会要領に規定する船橋市廃棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という。)の審査に付するものとする。

- 2 協議会は、特定事業の計画の審査のため必要と認める場合は、特定事業予定者又は特定事業場の土地所有者に対し事業計画等について説明を求めることができる。

#### (計画の審査指示等)

第10条 市長は、協議会の審査結果に基づき特定事業予定者に対し、特定事業を行うにあたっての留意事項又は計画変更の指示を審査指示書(第3号様式)により通知し、指導するものとする。

- 2 前項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画が審査指示事項に適合させるための関係行政機関及び地域住民との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示の回答等)

第11条 前条第1項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画が審査指示事項に適合するに至ったときは、その旨を審査指示事項調整済回答書(第4号様式。以下「回答書」という。)に各課と協議した結果を添付して、市長に提出しなければならない。

(関係機関等への照会等)

第12条 市長は、前条の回答書を受領したときは、その内容について関係行政機関等に照会し、確認するものとする。

(事前協議済書の通知等)

第13条 市長は、前条の規定による確認の結果、回答書の内容が審査指示事項に適合すると認めるときは、規則第6条第2項に規定する特定事業許可事前協議済書により特定事業予定者に通知するものとする。

2 廃棄物指導課長は、前項の規定による通知後、速やかに関係各課に対し事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前協議の変更)

第14条 特定事業予定者は、規則第8条の規定により市長に提出した特定事業許可事前協議書の内容に変更があった場合は、特定事業許可事前協議変更書(第5号様式)により、変更に係る図書類を添えて市長に協議しなければならない。ただし、軽微な内容の変更にあつては、特定事業許可事前協議変更届出書(第6号様式)により市長に届け出なければならない。

2 第10条から前条までの規定は、特定事業変更許可の事前協議に準用する。

3 第1項で定める軽微な内容の変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の場合にあつては代表者の氏名の変更
- (2) 現場事務所の位置の変更
- (3) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (4) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- (5) 特定事業に使用される土砂等の発生場所又は土砂等の搬入計画の変更
- (6) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
- (7) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)
- (8) 関係書類等の縦覧場所の変更
- (9) 土地所有者の変更
- (10) その他市長が軽微な変更であると認める場合

(事前協議申請の取下げ)

第15条 特定事業予定者は、特定事業の計画が第10条第1項に規定する審査指示事項に適合する見込みがないと判断したときは、特定事業許可事前協議取下げ書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第10条第1項の規定による審査指示書の通知の日の翌日から起算して1年を経過した日において第11条第2項に規定する回答書が提出されていない場合にあっては、当該事前協議書は取り下げられたものとみなす。ただし、特定事業の計画を審査指示事項に適合させるため、やむを得ないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(許可の申請)

第16条 特定事業予定者は、条例第12条第1項若しくは第2項の規定による特定事業の許可申請又は条例第14条第3項の規定による特定事業の変更許可申請を、第13条第1項の特定事業許可事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

(提出書類)

第17条 この要綱の規定により市長に提出する書類及び図面の提出部数は、廃棄物指導課長の指示する部数とする。

(補則)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 別表第 1

### (1) 雨水流出量の算定

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q : 最大計画雨水流出量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )

C : 流出係数

I : 流達時間 t 分内の平均降雨強度 ( $\text{mm}/\text{h}$ )

A : 排水面積 (ha)

※ I = 5年確率の降雨強度とする。

### (2) 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

Q : 流量 ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )

A : 流水の断面積 ( $\text{m}^2$ )

V : 平均流速 ( $\text{m}/\text{sec}$ )

なお、 $V = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$

i : 勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

P : 流水の潤辺長 (m)

## 別表第 2

埋立及び、盛土 1ヘクタール当り 275  $\text{m}^3$  の保水施設を設置すること。

ただし、船橋市宅地開発指導要綱に該当する場合は同要綱に基づく基準を満たすこと。

船橋市 環境部

廃棄物指導課 審査係

船橋市湊町2-10-25

船橋市役所 4階

電話 : 047-436-2443

F A X : 047-436-2448

Eメール : [haikibutsu@city.funabashi.lg.jp](mailto:haikibutsu@city.funabashi.lg.jp)